

福県医発第2792号(地)
平成26年 2月26日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律の
施行に伴う精神保健福祉関係通知について

平成26年4月1日より精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律が施行されることに伴い、別紙とおり、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長より各都道府県知事宛等に精神保健福祉関係通知が出され、日本医師会をとおして、本会に対しても周知方依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員及び関係医療機関への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

<添付通知>

- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行について
- ・医療保護入院者の退院促進に関する措置について
- ・「沖縄における精神障害者医療費特別公費負担の事務取扱について」の一部改正について
- ・「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条に規定する医療保護入院に際して市町村が行う入院同意について」等の一部改正について
- ・「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条に規定する精神医療審査会について」の一部改正及び精神医療審査会の運営上の留意事項について
- ・「自立支援医療費の支給認定について」の一部改正について
- ・「指定施設における業務の範囲等について」等の一部改正について
- ・医療保護入院における家族等の同意に関する運用について
- ・「精神障害者保健福祉手帳の診断書の記入に当たって留意すべき事項について」等の一部改正について

(地Ⅲ217)

平成26年2月21日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
葉梨 之紀



精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律の
施行に伴う精神保健福祉関係通知について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律が本年4月1日から施行されることから、別添のとおり、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長等より、各都道府県知事等宛に同施行に伴う精神保健福祉関係通知が出され、本会に対しても、周知方依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会、及び関係医療機関への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

〈添付通知〉

- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行について
- ・医療保護入院者の退院促進に関する措置について
- ・「沖縄における精神障害者医療費特別公費負担の事務取扱いについて」の一部改正について
- ・「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条に規定する医療保護入院に際して市町村長が行う入院同意について」等の一部改正について
- ・「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条に規定する精神医療審査会について」の一部改正及び精神医療審査会の運営上の留意事項について
- ・「自立支援医療費の支給認定について」の一部改正について
- ・「指定施設における業務の範囲等について」等の一部改正について
- ・医療保護入院における家族等の同意に関する運用について
- ・「精神障害者保健福祉手帳の診断書の記入に当たって留意すべき事項について」等の一部改正について



事 務 連 絡
平成26年1月24日

公益社団法人日本医師会
常任理事 葉梨之紀 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律の
施行に伴う精神保健福祉関係通知について

日頃より、精神保健福祉行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、標記について本日、下記及び別添のとおり各都道府県等に通知いたしましたので、御了知いただくとともに、関係機関及び関係団体等に対する周知方よろしく
お願い申し上げます。

記

- 1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行について（障発 0124 第 1 号当職通知）
- 2 医療保護入院者の退院促進に関する措置について（障発 0124 第 2 号当職通知）
- 3 「沖縄における精神障害者医療費特別公費負担の事務取扱いについて」の一部改正について（障発 0124 第 3 号当職通知）
- 4 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 33 条に規定する医療保護入院に際して市町村長が行う入院同意について」等の一部改正について（障発 0124 第 4 号当職通知）
- 5 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 12 条に規定する精神医療審査会について」の一部改正及び精神医療審査会の運営上の留意事項について（障発 0124 第 5 号当職通知）

- 6 「自立支援医療費の支給認定について」の一部改正について（障発 0124 第 6 号当職通知）
- 7 「指定施設における業務の範囲等について」等の一部改正について（障発 0124 第 7 号当職通知）
- 8 医療保護入院における家族等の同意に関する運用について（障精発 0124 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知）
- 9 「精神障害者保健福祉手帳の診断書の記入に当たって留意すべき事項について」等の一部改正について（障精発 0124 第 2 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知）

障発 0 1 2 4 第 1 号
平成 2 6 年 1 月 2 4 日

都 道 府 県 知 事
各 殿
指 定 都 市 市 長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行について

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 47 号。以下「改正法」という。）については、平成 25 年 6 月 19 日に公布され、一部を除き、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとされている。

今般の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号。以下「法」という。）の改正の趣旨及び内容については下記のとおりであるので、適切な実施に努められるとともに、貴管下市町村を含め関係機関及び関係団体に対して周知徹底方お取り計らい願いたい。

記

第 1 改正の趣旨

精神障害者の地域における生活への移行を促進する精神障害者に対する医療を推進するため、保護者制度の廃止と併せて、医療保護入院における移送及び入院の手續並びに医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置の整備を行うとともに、厚生労働大臣が精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針を定めることとする等の措置を講ずるものである。

第 2 改正の内容

1 精神医療審査会の委員の構成に関する事項

精神医療審査会を構成する委員について、「その他の学識経験を有する者」とする規定を、「精神障害者の保健又は福祉に関し学識経験を有する者」とする。（法第 13 条第 1 項及び第 14 条第 2 項関係）

2 保護者制度の廃止に関する事項

主に家族がなっている保護者には、精神障害者に治療を受けさせる義務等が課されているが、家族の高齢化等に伴い、負担が大きくなっている等の理由から、

保護者に関する規定を削除する。（法第 5 章第 1 節関係）

3 医療保護入院の整備等に関する事項

- (1) 医療保護入院における移送及び入院について、保護者の同意を要件としていたところ、配偶者、親権者、扶養義務者、後見人又は保佐人（以下「家族等」という。）のうちのいずれかの者の同意を要件とする。（法第 33 条第 1 項及び第 2 項並びに第 34 条第 1 項関係）

なお、家族等がない場合又はその家族等の全員がその意思を表示することができない場合は、市町村長が同意の判断を行うこととする。（法第 33 条第 3 項及び第 34 条第 2 項関係）

- (2) 精神科病院の管理者に、

ア 医療保護入院者の退院後の生活環境に関する相談及び指導を行う退院後生活環境相談員を設置すること（法第 33 条の 4 関係）

イ 医療保護入院者本人又はその家族等に対して、これらの者からの相談に応じ必要な情報提供等を行う地域援助事業者を紹介すること（法第 33 条の 5 関係）

ウ 医療保護入院者の退院による地域生活への移行を促進するための体制を整備すること（法第 33 条の 6 関係）

を義務付ける。（イの措置については努力義務）

なお、これらの措置の具体的な運用については、別途通知する「医療保護入院者の退院促進に関する措置について」（平成 26 年 1 月 24 日付け障発 0124 第 2 号）において示すところによる。

- (3) 精神科病院に入院中の精神障害者の退院等の請求をすることができる者について、保護者としていたところ、家族等とする。（法第 38 条の 4 関係）

4 良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供の確保に関する指針の策定に関する事項

厚生労働大臣は、精神障害者の障害の特性その他の心身の状態に応じた良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針を定めなければならないものとする。（法第 41 条関係）

5 後見等に係る体制の整備に関する事項

市町村及び都道府県は、後見、保佐及び補助の業務を適切に行うことができる人材の活用を図るため、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。（法第 51 条の 11 の 3 関係）

6 その他の事項

- (1) 精神障害者及びその家族等からの相談等に関する規定について、「精神障害

- 者及びその家族等」を「精神障害者及びその家族等その他の関係者」等と改めているが、これは法第 33 条第 2 項で「家族等」の定義を規定したことにより、その意味する範囲が限定されることに伴う文言の整理を行うものであり、改正前とその意味する範囲は変わらないことに留意されたい。（法第 19 条の 11 第 1 項、第 47 条第 1 項、第 3 項、第 4 項及び第 5 項並びに第 48 条第 1 項関係）
- (2) 今回の改正により、現行の法第 22 条の 3 が第 20 条に、第 22 条の 4 が第 21 条に、第 23 条が第 22 条に、第 24 条が第 23 条に、第 25 条が第 24 条に、第 25 条の 2 が第 25 条に、それぞれ条番号が変わっていることに留意されたい。

第 3 施行期日等

1 施行期日

改正法は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 の 1 に係る部分については、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 の 1 に係る部分の施行を平成 28 年 4 月 1 日とした趣旨は、法第 13 条第 2 項の規定により精神医療審査会の委員の任期が 2 年とされていることを踏まえたものであり、次期委員の改選時には、その他委員として精神障害者の保健又は福祉に関し学識経験を有する者を任命されたい。（改正法附則第 1 条関係）

2 経過措置

改正法の施行の際現に保護者の同意を得て精神科病院に入院している医療保護入院者は、家族等の同意があったものとみなす等の経過措置を設ける。（改正法附則第 2 条から第 7 条まで関係）

3 検討

政府は、改正法の施行後 3 年を目途として、

ア 医療保護入院における移送及び入院の手続の在り方

イ 医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置の在り方

ウ 精神科病院に係る入院中の処遇、退院等に関する精神障害者の意思決定及び意思の表明についての支援の在り方

について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。（改正法附則第 8 条関係）

4 その他

関係法律について所要の規定の整備を行う。

障発 0 1 2 4 第 2 号
平成 2 6 年 1 月 2 4 日

都 道 府 県 知 事
各 殿
指 定 都 市 市 長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

医療保護入院者の退院促進に関する措置について

今般、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 49 号）により改正された精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号。以下「法」という。）及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 26 年厚生労働省令第 4 号）により改正された精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和 25 年厚生省令第 31 号）が、平成 26 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、精神科病院の管理者に医療保護入院者の退院促進に関する措置を講ずる義務が新たに課されることとなった。当該措置の具体的な運用の在り方については下記のとおりであるので、適切な実施に努められるとともに、貴管下市町村並びに関係機関及び関係団体に対して周知徹底方お取り計らい願いたい。

記

第 1 医療保護入院者の退院促進に関する措置の趣旨

医療保護入院者の退院促進に関する措置は、医療保護入院が本人の同意を得ることなく行われる入院であることを踏まえ、本人の人権擁護の観点から可能な限り早期治療・早期退院ができるよう講じるものであること。

第 2 退院後生活環境相談員の選任

1 退院後生活環境相談員の責務・役割

- (1) 退院後生活環境相談員は、医療保護入院者が可能な限り早期に退院できるよう、個々の医療保護入院者の退院支援のための取組において中心的役割を果たすことが求められること。
- (2) 退院に向けた取組に当たっては、医師の指導を受けつつ、多職種連携のための調整を図ることに努めるとともに、行政機関を含む院外の機関との調整に努めること。

- (3) 医療保護入院者の支援に当たっては、当該医療保護入院者の意向に十分配慮するとともに、個人情報保護について遺漏なきよう十分留意すること。
- (4) 以上の責務・役割を果たすため、退院後生活環境相談員は、その業務に必要な技術及び知識を得て、その資質の向上を図ること。

2 選任及び配置

- (1) 退院に向けた相談を行うに当たっては、退院後生活環境相談員と医療保護入院者及びその家族等との間の信頼関係が構築されることが重要であることから、その選任に当たっては、医療保護入院者及び家族等の意向に配慮すること。
- (2) 配置の目安としては、退院後生活環境相談員 1 人につき、概ね 50 人以下の医療保護入院者を担当すること（常勤換算としての目安）とし、医療保護入院者 1 人につき 1 人の退院後生活環境相談員を入院後 7 日以内に選任すること。兼務の場合等については、この目安を踏まえ、担当する医療保護入院者の人数を決めること。

3 資格

- (1) 退院後生活環境相談員として有すべき資格は、
 - ①精神保健福祉士
 - ②保健師、看護師、准看護師、作業療法士又は社会福祉士として、精神障害者に関する業務に従事した経験を有する者
 - ③ 3 年以上精神障害者及びその家族等との退院後の生活環境についての相談及び指導に関する業務に従事した経験を有する者であって、かつ、厚生労働大臣が定める研修を修了した者（ただし、平成 29 年 3 月 31 日までの間については、研修を修了していなくても、前段の要件を満たしていれば、資格を有することとしてよいこととする。）のいずれかに該当することであること。
- (2) (1) ③の厚生労働大臣が定める研修については、別途通知することとしているので、当該通知を参照されたいこと。

4 業務内容

(1) 入院時の業務

新たに医療保護入院者が入院し、退院後生活環境相談員が選任された場合は、当該医療保護入院者及びその家族等に対して以下についての説明を行うこと。

- ・退院後生活環境相談員として選任されたこと及びその役割
- ・本人及び家族等の退院促進の措置への関わり（地域援助事業者の紹介を受けることができること。また、本人においては、医療保護入院者退院支援委員会への出席及び退院後の生活環境に関わる者に委員会への出席の要請を行うことができること等）

(2) 退院に向けた相談支援業務

ア 退院後生活環境相談員は、医療保護入院者及びその家族等からの相談に応じ

るほか、退院に向けた意欲の喚起や具体的な取組の工程の相談等を積極的に行い、退院促進に努めること。

イ 医療保護入院者及びその家族等と相談を行った場合には、当該相談内容について相談記録又は看護記録等に記録をすること。

ウ 退院に向けた相談支援を行うに当たっては、主治医の指導を受けるとともに、その他当該医療保護入院者の治療に関わる者との連携を図ること。

(3) 地域援助事業者等の紹介に関する業務

ア 医療保護入院者及びその家族等から地域援助事業者の紹介の希望があった場合や、当該医療保護入院者との相談の内容から地域援助事業者を紹介すべき場合等に、必要に応じて地域援助事業者を紹介するよう努めること。

イ 地域援助事業者等の地域資源の情報を把握し、収集した情報を整理するよう努めること。

ウ 地域援助事業者に限らず、当該医療保護入院者の退院後の生活環境又は療養環境に関わる者の紹介や、これらの者との連絡調整を行い、退院後の環境調整に努めること。

(4) 医療保護入院者退院支援委員会に関する業務

ア 医療保護入院者退院支援委員会の開催に当たって、開催に向けた調整や運営の中心的役割を果たすこととし、充実した審議が行われるよう努めること。

イ 医療保護入院者退院支援委員会の記録の作成にも積極的に関わることが望ましいこと。

(5) 退院調整に関する業務

医療保護入院者の退院に向け、居住の場の確保等の退院後の環境に係る調整を行うとともに、適宜地域援助事業者等と連携する等、円滑な地域生活への移行を図ること。

(6) その他

定期病状報告の退院に向けた取組欄については、その相談状況等を踏まえて退院後生活環境相談員が記載することが望ましいこと。

5 その他業務

(1) 医療保護入院者が退院する場合において、引き続き任意入院により当該病院に入院するときには、当該医療保護入院者が地域生活へ移行するまでは、継続して退院促進のための取組を行うことが望ましいこと。

(2) 医療保護入院者の退院促進に当たっての退院後生活環境相談員の役割の重要性に鑑み、施行後の選任状況等を踏まえて、退院後生活環境相談員として有すべき資格等の見直しを図ることも考えられるため、留意されたいこと。

第3 地域援助事業者の紹介及び地域援助事業者による相談援助

1 地域援助事業者の紹介の趣旨・目的

地域援助事業者の紹介は、医療保護入院者が退院後に利用する障害福祉サービス及び介護サービスについて退院前から相談し、医療保護入院者が円滑に地域生活に移行することができるよう、精神科病院の管理者の努力義務とされているも

のであり、必要に応じて紹介を行うよう努めること。

2 紹介の方法

- (1) 地域援助事業者の紹介の方法については、書面の交付による紹介に限らず、例えば、面会による紹介（紹介する地域援助事業者の協力が得られる場合に限る。）やインターネット情報を活用しながらの紹介等により、医療保護入院者が地域援助事業者と積極的に相談し、退院に向けて前向きに取り組むことができるよう工夫されたいこと。
- (2) 紹介を行う事業者については、必要に応じて当該医療保護入院者の退院先又はその候補となる市町村への照会を行うほか、精神保健福祉センター及び保健所等の知見も活用すること。

3 紹介後の対応

地域援助事業者の紹介を行った場合においては、退院後生活環境相談員を中心として、医療保護入院者と当該地域援助事業者の相談状況を把握し、連絡調整に努めること。

4 地域援助事業者による相談援助

- (1) 地域援助事業者は、医療保護入院者が障害福祉サービスや介護サービスを退院後円滑に利用できるよう、当該地域援助事業者の行う特定相談支援事業等の事業やこれらの事業の利用に向けた相談援助を行うこと。
- (2) 医療保護入院者との相談に当たっては、退院後生活環境相談員との連携に努め、連絡調整を図ること。
- (3) 相談援助を行っている医療保護入院者に係る医療保護入院者退院支援委員会への出席の要請があった場合には、できる限り出席し、退院に向けた情報共有に努めること。

第4 医療保護入院者退院支援委員会の開催

1 医療保護入院者退院支援委員会の趣旨・目的

医療保護入院者退院支援委員会（以下「委員会」という。）は、病院において医療保護入院者の入院の必要性について審議する体制を整備するとともに、入院が必要とされる場合の推定される入院期間を明確化し、退院に向けた取組について審議を行う体制を整備することで、病院関係者の医療保護入院者の退院促進に向けた取組を推進するために設置することとするものであること。

2 対象者

- (1) 委員会の審議の対象者は、以下の者であること。
 - ①在院期間が1年未満の医療保護入院者であって、入院時に入院届に添付する入院診療計画書に記載した推定される入院期間を経過するもの
 - ②在院期間が1年未満の医療保護入院者であって、委員会の審議で設定された推定される入院期間を経過するもの

③在院期間が1年以上の医療保護入院者であって、病院の管理者が委員会での審議が必要と認めるもの

なお、当該推定される入院期間を経過する時期の前後概ね2週間以内に委員会での審議を行うこと。

また、入院時に入院届に添付する入院診療計画書に記載する推定される入院期間については、既に当該医療保護入院者の病状を把握しており、かつ、1年以上の入院期間が見込まれる場合（例えば措置入院の解除後すぐに医療保護入院する場合等）を除き、原則として1年未満の期間を設定すること。

(2) 入院から1年以上の医療保護入院者を委員会での審議の対象者としない場合は、具体的な理由（例えば精神症状が重症であって、かつ、慢性的な症状を呈することにより入院の継続が明らかに必要な病状であること等）を定期病状報告に記載すること。具体的な理由がない場合は、原則として委員会での審議を行うことが望ましいこと。

(3) 既に推定される入院期間経過時点から概ね1ヶ月以内の退院が決まっている場合（入院形態を変更し、継続して任意入院する場合を除く。）については、委員会での審議を行う必要はないこと。

3 出席者

医療保護入院者退院支援委員会の出席者は、以下のとおりとすること。

①当該医療保護入院者の主治医（主治医が精神保健指定医でない場合は、当該主治医に加え、主治医以外の精神保健指定医が出席すること）

②看護職員（当該医療保護入院者を担当する看護職員が出席することが望ましい）

③当該医療保護入院者について選任された退院後生活環境相談員

④①～③以外の病院の管理者が出席を求める当該病院職員

⑤当該医療保護入院者本人

⑥当該医療保護入院者の家族等

⑦地域援助事業者その他の当該精神障害者の退院後の生活環境に関わる者

なお、③が②にも該当する場合は、その双方を兼ねることも可能であるが、その場合には、④の者であって当該医療保護入院者の診療に関わるものを出席させることが望ましいこと。⑤が委員会に出席するのは、当該者が出席を希望する場合とし、⑥及び⑦が委員会に出席するのは、当該医療保護入院者が出席を求めた場合であって、当該出席を求められた者が出席要請に応じるときとすること。

また、⑦としては、入院前に当該医療保護入院者が通院していた診療所や退院後に当該医療保護入院者が診療を受けることを予定する医療機関等も想定されるところであり、当該医療保護入院者に対し退院後生活環境相談員がこれらの者に対し出席を要請しなくてよいか確認する等、当該医療保護入院者の退院後の生活環境を見据えた有意義な審議ができる出席者となるよう努めること。

4 開催方法

- (1) 開催方法の例としては、月に1回委員会を開催することとし、当該開催日から前後2週間に推定される入院期間を経過する医療保護入院者を対象として、出席者を審議対象者ごとに入れ替えて開催することが考えられるが、当該病院における医療保護入院者数等の実情に応じて、推定される入院期間の経過する医療保護入院者がいる日に委員会での審議を行うこととする等その他の開催方法でも差し支えないこと。
- (2) 開催に当たっては、十分な日時の余裕を持って審議対象となる医療保護入院者に別添様式1（医療保護入院者退院支援委員会開催のお知らせ）の例により通知し、通知を行った旨を診療録に記載すること。当該通知に基づき3中⑥及び⑦に掲げる者に対する出席要請の希望があった場合には、当該希望があった者に対し、以下の内容を通知すること。
- ・ 委員会の開催日時及び開催場所
 - ・ 医療保護入院者本人から出席要請の希望があったこと
 - ・ 出席が可能であれば委員会に出席されたいこと
 - ・ 文書による意見提出も可能であること

5 審議内容

委員会においては、以下の3点その他必要な事項を審議すること。

- ①医療保護入院者の入院継続の必要性の有無とその理由
- ②入院継続が必要な場合の委員会開催時点からの推定される入院期間
- ③②の推定される入院期間における退院に向けた取組

6 審議結果

- (1) 委員会における審議の結果については、別添様式2（医療保護入院者退院支援委員会審議記録）に記載して記録するとともに、診療録には委員会の開催日の日付を記録することとする。
- (2) 病院の管理者（大学病院等においては、精神科診療部門の責任者）は、医療保護入院者退院支援委員会の審議状況を確認し、医療保護入院者退院支援委員会審議記録に署名すること。また、審議状況に不十分な点がみられる場合には、適切な指導を行うこと。
- (3) 審議終了後できる限り速やかに、審議の結果を本人並びに当該委員会への出席要請を行った3⑥及び⑦に掲げる者に対して別添様式3により通知すること。
- (4) 委員会における審議の結果、入院の必要性が認められない場合には、速やかに退院に向けた手続をとること。
- (5) 医療保護入院者退院支援委員会審議記録については、定期病状報告の際に、当該報告から直近の審議時のものを定期病状報告書に添付すること。

7 経過措置

平成26年3月31日以前に医療保護入院した者に対しては、病院の管理者が必要と認める場合に限り、委員会を開催することが可能であること。

第5 その他

- (1) 本措置は、法令上は医療保護入院者のみを対象として講じる義務が課されているものであるが、その他の入院形態の入院患者の早期退院のためにも有効な措置であることから、任意入院者等の医療保護入院以外の入院形態による入院者にも同様の措置を講じることにより退院促進に努められたいこと。
- (2) 本措置は法施行後3年を目途として、施行の状況や精神保健及び精神障害者の福祉を取り巻く環境の変化を勘案して、その在り方について検討し、見直すものであること。

別添様式 1

医療保護入院者退院支援委員会の開催のお知らせ

○ ○ ○ ○ 殿

平成 年 月 日

1. あなたの入院時に入院診療計画書で説明をした推定される入院期間が、
平成 年 月 日に経過するため、精神保健及び精神障害者福祉に
関する法律施行規則第 15 条の 6 に基づき、医療保護入院者退院支援委員会
(以下「委員会」という。)を平成 年 月 日に で
開催いたします。
2. 委員会では、①入院継続の必要性、②入院継続が必要な場合、更に入院
が必要と推定される入院期間、③今後の退院に向けた取組、について審議
を行います。
3. 委員会には、主治医、看護職員、退院後生活環境相談員その他のあなたの
の診療に関わる方が出席するほか、あなた自身も出席することができます。
出席を希望する場合は、あなたを担当する退院後生活環境相談員に伝えて
下さい。なお、あなたが出席をしない場合も、委員会の審議の結果はお知
らせいたします。
4. また、①あなたのご家族、②後見人又は保佐人がいる場合は後見人又は
保佐人の方、③あなたが退院後の生活について相談している地域援助事業
者の方や入院前に通っていた診療所の方等のあなたの地域での暮らしに関
わる方に、委員会への出席の要請をすることができますので、委員会への
出席の要請を希望する場合は、退院後生活環境相談員に伝えて下さい。た
だし、要請を行った場合でも、都合がつかない等の事情により出席できな
い場合もあります。その場合、出席できなかった方には、審議後にその結
果をお知らせします。
5. 御不明な点などがありましたら、あなたを担当する退院後生活環境相談
員にお尋ね下さい。

病院名

管理者の氏名

退院後生活環境相談員の氏名

医療保護入院者退院支援委員会審議記録

		委員会開催年月日		年	月	日
患者氏名		生年月日	大正 昭和 平成	年	月	日
住所						
担当退院後生活環境相談員の氏名						
入院年月日 (医療保護入院)						
出席者	主治医 ()、主治医以外の医師 () 看護職員 () 担当退院後生活環境相談員 () 本人 (出席・欠席)、家族 ((続柄)) その他 ()					
入院診療計画書に記載した 推定される入院期間						
本人及び家族の意見						
入院継続の必要性	有 ・ 無					
入院継続が必要である場合	理由					
	推定される入院期間					
退院に向けた取組						
その他						

〔病院管理者の署名 : 〕

〔記録者の署名 : 〕

別添様式3

医療保護入院者退院支援委員会の結果のお知らせ

○ ○ ○ ○ 殿

平成 年 月 日

医療保護入院者退院支援委員会での審議の結果について下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 開催日時 平成 年 月 日 () : ~ :

2. 出席者 主治医 ()、主治医以外の医師 ()
看護職員 ()
担当退院後生活環境相談員 ()
本人 (出席・欠席)、家族 ((続柄))
その他 ()

3. 入院継続の必要性 (有 ・ 無)

【有りの場合のその理由】

[]

4. 今後の推定される入院期間 ()

5. 今後の退院に向けた取組

[]

病院名

管理者の氏名

退院後生活環境相談員の氏名

障発 0 1 2 4 第 3 号
平成 2 6 年 1 月 2 4 日

沖縄県知事 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

「沖縄における精神障害者医療費特別公費負担の事務取扱いについて」
の一部改正について

今般、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 49 号）により精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）が改正され、一部を除き、平成 26 年 4 月 1 日から施行されること等に伴い、
「沖縄における精神障害者医療費特別公費負担の事務取扱いについて」（昭和 47 年 5 月 15 日衛発第 290 号厚生省公衆衛生局長通知）を別添のとおり改正し、同日から適用することとしたので、適正な実施に遺憾なきを期されるとともに、貴管下市町村等に対する周知につき配慮されたい。

(別添)

○ 沖縄における精神障害者医療費特別公費負担の事務取扱について（昭和 47 年 5 月 15 日衛発第 290 号厚生省公衆衛生局長通知）【新旧対照表】
(変更点は下線部)

改 正 後	現 行
衛生発第290号 昭和47年5月15日 一部改正 健医発第568号 昭和59年11月14日 一部改正 <u>障発第0124第3号</u> <u>平成26年1月24日</u> 沖縄県知事 殿 厚生省公衆衛生局長 沖縄における精神障害者医療費特別公費負担の事務取扱について (略) 別紙 精神障害者医療費特別公費負担事務取扱要領 第1 特別公費負担の対象 (略) (1) 通院医療費特別公費負担 政令第3条第1項前段又は後段に該当する者が、精神障害について、病院又は診療所<u>に入院しないで行われる医療を受けたときに行う。</u> (2) 入院医療費特別公費負担 政令第3条第1項前段に該当する者が、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和46年法律第129号。以下「法」という。）の施行の際、沖縄の精神衛生法（1960年立法第102号）第26条又は第45条の規定により琉球政府の負担において医療が行われていた精神障害について、病院又は診療所<u>に入院して行われる医療（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福</u>	衛生発第290号 昭和47年5月15日 一部改正 健医発第568号 昭和59年11月14日 沖縄県知事 殿 厚生省公衆衛生局長 沖縄における精神障害者医療費特別公費負担の事務取扱について (略) 別紙 精神障害者医療費特別公費負担事務取扱要領 第1 特別公費負担の対象 (略) (1) 通院医療費特別公費負担 政令第3条第1項前段又は後段に該当する者が、精神障害について、病院又は診療所<u>へ収容しないで行なわれる医療を受けたとき行なう。</u> (2) 入院医療費特別公費負担 政令第3条第1項前段に該当する者が、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和46年法律第129号。以下「法」という。）の施行の際、沖縄の精神衛生法（1960年立法第102号）第26条又は第45条の規定により琉球政府の負担において医療が行われていた精神障害について、病院又は診療所<u>へ収容して行われる医療（精神衛生法（昭和25年法律第123号）第29条第1項又は第29条の2第1項の規定により</u>

祉法」という。)第29条第1項又は第29条の2第1項の規定により入院する場合の医療を除く。)を受けたときに<u>行</u>う。 第2 証明書の交付 (1) 沖縄県知事は、法の施行の後、速やかに政令第3条第1項前段に該当する者又は<u>その家族等(精神保健福祉法第33条第2項に規定するものをいう。以下「家族等」という。)</u>に対し、当該精神障害者が政令第3条第1項前段に該当する者であることを証する証明書(様式第1号)を交付すること。なお、当該精神障害者に証明書の保管能力がない場合、治療上精神障害者本人に証明書の記載内容を知られたくない場合等にあつては、その<u>家族等</u>に証明書を交付し、保管させること。 (2) (1)の証明書の交付を受ける者は入院医療費特別公費負担の対象とされる等特別の権利を有し、かつ、医療を受ける場合、医療機関に対する証明書の提示義務を有するものであるので、これらの点について十分指導を<u>行</u>うこと。 (3) 沖縄県知事は、証明書の交付を受けた精神障害者又はその<u>家族等</u>から氏名又は居住地の変更に関する届出があつたとき、その他証明書の記載事項を訂正する必要がある場合は、当該精神障害者又はその<u>家族等</u>に対し証明書の提出を求め、証明書の該当欄を訂正したうえ返還すること。 (4) 沖縄県知事は、精神障害者又はその<u>家族等</u>から証明書を破り、<u>汚</u>し又は失ったため証明書の再交付の申請があつたときは、証明書を破り又は汚した場合にあつては当該破り又は<u>汚</u>した証明書の提出を求め、証明書を失った場合にあつては失ったことについて確認を<u>行</u>ったうえ、証明書の再交付を<u>行</u>うこと。 第3 他法の活用 特別公費負担による医療費の支給は、他の医療保障に関する制度を前提とし、これを補完する建前をとっていることに鑑み、各種社会保険給付、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律123号。以下「障害者総合支援法」という。)</u>第93条第1項第1号の規定による<u>自立支援医療費</u>の支給等がなされうる場合には、その活用を図るよう特に配慮すること。 第4 特別交付負担の対象となる医療の範囲 (1) 通院医療費特別公費負担については、<u>障害者総合支援法第93条第1項第1号の規定による精神通院医療費公費負担の例</u>によること。 (2) 入院医療費特別公費負担については、<u>精神保健福祉法第30条の規定による措置入院費公費負担の例</u>によること。 第5 特別公費負担に係る医療費の額 (1) 医療費の算定方法は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例によること。なお、当該精神障害者が<u>高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)</u>による医療を受けることができるものである場合の医療費の算定方法は、<u>後期高齢者医療</u>の例によるこ	入院する場合の医療を除く。)を受けたとき<u>行</u>なう。 第2 証明書の交付 (1) 沖縄県知事は、法の施行の後、すみやかに政令第3条第1項前段に該当する者又はその<u>保護義務者</u>に対し、当該精神障害者が政令第3条第1項前段に該当する者であることを証する証明書(様式第1号)を交付すること。なお、当該精神障害者に証明書の保管能力がない場合、治療上精神障害者本人に証明書の記載内容を知られたくない場合等にあつては、その<u>保護義務者</u>に証明書を交付し、保管させること。 (2) (1)の証明書の交付を受ける者は入院医療費特別公費負担の対象とされる等特別の権利を有し、かつ、医療を受ける場合、医療機関に対する証明書の提示義務を有するものであるので、これらの点について十分指導を<u>行</u>なうこと。 (3) 沖縄県知事は、証明書の交付を受けた精神障害者又はその<u>保護義務者</u>から氏名又は居住地の変更に関する届出があつたとき、その他証明書の記載事項を訂正する必要がある場合は、当該精神障害者又はその<u>保護義務者</u>に対し証明書の提出を求め、証明書の該当欄を訂正したうえ返還すること。 (4) 沖縄県知事は、精神障害者又はその<u>保護義務者</u>から証明書を破り、<u>よご</u>し又は失ったため証明書の再交付の申請があつたときは、証明書を破り又はよごした場合にあつては当該破り又はよごした証明書の提出を求め、証明書を失った場合にあつては失ったことについて確認を<u>行</u>な<u>っ</u>たうえ、証明書の再交付を<u>行</u>なうこと。 第3 他法の活用 特別公費負担による医療費の支給は、他の医療保障に関する制度を前提とし、これを補完する建前をとっていることに<u>かんが</u>み、各種社会保険給付、<u>精神衛生法第32条第1項の規定による通院医療費公費負担</u>等がなされうる場合には、その活用を図るよう特に配慮すること。 第4 特別交付負担の対象となる医療の範囲 (1) 通院医療費特別公費負担については、<u>精神衛生法第32条第1項による通院医療費公費負担の例</u>によること。 (2) 入院医療費特別公費負担については、<u>精神衛生法第30条の規定による措置入院費公費負担の例</u>によること。 第5 特別公費負担に係る医療費の額 (1) 医療費の算定方法は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例によること。なお、当該精神障害者が<u>老人保健法(昭和57年法律第80号)</u>による医療を受けることができるものである場合の医療費の算定方法は、<u>老人保健</u>の例によること。
---	---

と。

(2) 特別公費負担により沖縄県が負担する額は、(1)により算定された医療費の額(ただし、当該医療に要する費用の額を限度とする。)から政令第3条第2項各号に掲げる法律の規定により受け又は受けることができた当該医療に関する給付の額及び障害者総合支援法、精神保健福祉法等その他の法令の規定により国若しくは地方公共団体の負担により行われた当該医療に関する給付に伴う一部負担金又は実費徴収が行われるときは、当該一部負担金又は実費徴収の額のうち、他の法令の規定により当該医療に関する給付によりまかなわれない額とすること。

(3) 政令第3条第2項各号に掲げる法律の規定により、当該精神障害について医療に関する給付を受けることのできる者が、当該法律の規定による担当医療機関以外の者から医療を受けた場合は、当該法律の規定による給付相当額(一部負担金相当額を除く。)については、特別公費負担は行わず、この額については、当該精神障害者等から当該法律の規定に従い、保険者等に対して療養費の支給を申請すべきものであること。

第6 医療機関の選定 (略)

また、当該精神障害者が障害者総合支援法、社会保険各法等他の法令の規定により、当該精神障害について医療に関する給付を受けられるものであるときは、保険医療機関等であって、同時にこれらの他の法令の規定による医療を担当する医療機関から受療することが望ましいこと。なお、社会保険各法等の場合、指定医療機関以外で受療した際に行う療養費の支給申請は特殊な事情がある場合に限り認められるものである点を十分考慮して指導すること。

第7 保険医療機関等で医療を受けた場合の医療費の請求

精神障害者保険医療機関等で医療を受けた場合における特別公費負担に係る医療費の請求は、当該保険医療機関等から医療費支払請求書(様式第二号)に、医療費支払請求明細書(様式第三号)を添付して、これを沖縄県知事に提出して行うものであること。なお、当該請求書は各月分について翌月10日までに送付しなければならないこと。

なお、社会保険各法等の規定による医療に関する給付を受けることのできる者が、それらの給付を受けた場合には、特別公費負担は、当該給付の額相当分については、行われないこととなっているので、保険医療機関等で医療を行うときは、必ず当該精神障害者が社会保険各法等の被保険者等であるか否かを十分確認すること。及び、この場合において当該精神障害者が国民健康保険の被保険者又は必要がある場合当該保険者に照会する等の方法により一部負担金の割合又は付加給付の割合をも確認し、かつ、特別公費負担に係る医療費の支払を請求するにあたっては、社会保険各法等の規定によって受ける医療に関する給付の額を正確に控除して

(2) 特別公費負担により沖縄県が負担する額は、(1)により算定された医療費の額(ただし、当該医療に要する費用の額を限度とする。)から政令第3条第2項各号に掲げる法律の規定により受け又は受けることができた当該医療に関する給付の額及び精神衛生法等その他の法令の規定により国若しくは地方公共団体の負担により行われた当該医療に関する給付に伴う一部負担金又は実費徴収が行われるときは、当該一部負担金又は実費徴収の額のうち、他の法令の規定により当該医療に関する給付によりまかなわれない額とすること。

(3) 政令第3条第2項各号に掲げる法律の規定により、当該精神障害について医療に関する給付を受けることのできる者が、当該法律の規定による担当医療機関以外の者から医療を受けた場合は、当該法律の規定による給付相当額(一部負担金相当額を除く。)については、特別公費負担は行なわず、この額については、当該精神障害者等から当該法律の規定に従い、保険者等に対して療養費の支給を申請すべきものであること。

第6 医療機関の選定 (略)

また、当該精神障害者が精神衛生法第32条、社会保険各法等他の法令の規定により、当該精神障害について医療に関する給付を受けられるものであるときは、保険医療機関等であって、同時にこれらの他の法令の規定による医療を担当する医療機関から受療することが望ましいこと。なお、社会保険各法等の場合、指定医療機関以外で受療した際に行う療養費の支給申請は特殊な事情がある場合に限り認められるものである点を十分考慮して指導すること。

第7 保険医療機関等で医療を受けた場合の医療費の請求

精神障害者保険医療機関等で医療を受けた場合における特別公費負担に係る医療費の請求は、当該保険医療機関等から医療費支払請求書(様式第2号)に、医療費支払請求明細書(様式第3号)を添付して、これを沖縄県知事に提出して行なうものであること。なお、当該請求書は各月分について翌月10日までに送付しなければならないこと。

なお、社会保険各法等の規定による医療に関する給付を受けることのできる者が、それらの給付を受けた場合には、特別公費負担は、当該給付の額相当分については、行なわれないこととなっているので、保険医療機関等で医療を行なうときは、必ず当該精神障害者が社会保険各法等の被保険者等であるか否かを十分確認すること。及び、この場合において当該精神障害者が国民健康保険の被保険者又は必要がある場合当該保険者に照会する等の方法により一部負担金の割合又は付加給付の割合をも確認し、かつ、特別公費負担に係る医療費の支払を請求するにあたっては、社会保険各法等の規定によって受ける医療に関する給付の

請求するよう指導すること。

第8 保険医療機関等以外の者から医療を受けた場合の医療費の請求

精神障害者が保険医療機関等以外の者から医療を受けた場合における特別公費負担に係る医療費の請求は、当該精神障害者又はその家族等から医療費支給申請書（様式第四号）に、沖縄の復帰に伴う厚生省関係の特例に関する省令（昭和47年厚生省令第32号）第2条第1項各号に掲げる添付書類を添えて、これを沖縄県知事に提出して行うものであること。なお、この場合の添付書類については、医療に要した費用の額を証する書類としては、当該医療機関の発行した当該医療に関する領収書又は請求書とし、医療の内容を記載した書類としては当該医療機関の発行した必要な事項を記入した様式第2号に準じた診療の内訳証明書とし、沖縄県の区域内に居住していることを証する書類としては住民票の抄本とすること。ただし、沖縄県知事がこれらの書類の提出が困難であると認めるときは、これらの書類に準じた他の書類をもって代替させて差し支えないこと。

第9 担当医療機関等の指導

沖縄県知事は、沖縄県医師会、沖縄県薬剤師会等の関係機関の協力を求めて、担当医療機関等の指導を行うこと。

様式第一号

(表 面)

(略)		
家 族 等	氏名	
	住所	
上記の者は、沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令第3条第1項前段に該当する者であることを証する。		
平成 年 月 日		
沖縄県知事 ⑩		

(裏 面)

額を正確に控除して請求するよう指導すること。

第8 保険医療機関等以外の者から医療を受けた場合の医療費の請求

精神障害者が保険医療機関等以外の者から医療を受けた場合における特別公費負担に係る医療費の請求は、当該精神障害者又はその保護義務者から医療費支給申請書（様式第4号）に、沖縄の復帰に伴う厚生省関係の特例に関する省令（昭和47年厚生省令第32号）第2条第1項各号に掲げる添付書類を添えて、これを沖縄県知事に提出して行うものであること。なお、この場合の添付書類については、医療に要した費用の額を証する書類としては、当該医療機関の発行した当該医療に関する領収書又は請求書とし、医療の内容を記載した書類としては当該医療機関の発行した必要な事項を記入した様式第2号に準じた診療の内訳証明書とし、沖縄県の区域内に居住していることを証する書類としては住民票の抄本とすること。ただし、沖縄県知事がこれらの書類の提出が困難であると認めるときは、これらの書類に準じた他の書類をもって代替させて差し支えないこと。

第9 担当医療機関等の指導

沖縄県知事は、沖縄県医師会、沖縄県薬剤師会等の関係機関の協力を求めて、担当医療機関等の指導を行なうこと。

様式第一号

(表 面)

(略)		
保 護 義 務 者	氏名	
	住所	
上記の者は、沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令第3条第1項前段に該当する者であることを証する。		
昭和 年 月 日		
沖縄県知事 ⑩		

(裏 面)

(略)
1～3 (略)
4 この証明書は、無くさないように大切にお持ち下さい。もし無くしたり汚したりしたときなどには、再交付を沖縄県知事に申請して下さい。

様式第二号 (一)

沖縄精神障害者特別措置医療費支払請求書
(病院・診療所用)

甲	乙
---	---

平成 年 月分 下記のとおり請求する。

平成 年 月 日

医療機関の所在地及び名称
開設者氏名

㊞

沖縄県知事 殿

請求金額 円

(略)

備考 1 この用紙は、A列4番とすること。
2・3 (略)

様式第二号 (二)

沖縄精神障害者特別措置医療費支払請求書

(薬 局 用)

平成 年 月分 下記のとおり請求する。

平成 年 月 日

医療機関の所在地及び名称
開設者氏名

㊞

(略)
1～3 (略)
4 この証明書は、なくさないように大切にお持ち下さい。もしなくしたりよごしたりしたときなどには、再交付を沖縄県知事に申請して下さい。

様式第二号 (一)

沖縄精神障害者特別措置医療費支払請求書
(病院・診療所用)

甲	乙
---	---

昭和 年 月分 下記のとおり請求する。

昭和 年 月 日

医療機関の所在地及び名称
開設者氏名

㊞

沖縄県知事 殿

請求金額 円

(略)

備考 1 この用紙は、B列6番とすること。
2・3 (略)

様式第二号 (二)

沖縄精神障害者特別措置医療費支払請求書

(薬 局 用)

昭和 年 月分 下記のとおり請求する。

昭和 年 月 日

医療機関の所在地及び名称
開設者氏名

㊞

沖縄県知事 殿		
請求金額 円		
(略)		
備考 1 この用紙は、 <u>A列4番</u> とすること。 2 (略)		
様式第三号 (一)		
<u>平成</u> 年 月分、沖縄精神障害者特別措置医療費支払請求明細書 ㊸ (病院・診療所用一入院)		
(略)		
被保険者等の別	本人 家族	協会けんぽ、組合健保、船保、共済、労災、国保（一般、退職）、 後期、生保、自費
(略)		
備考 1 この用紙は、 <u>A列4番</u> とすること。 2～5 (略)		
様式第三号 (二)		
<u>平成</u> 年 月分、沖縄精神障害者特別措置医療費支払請求明細書 ㊹ (病院・診療所用一入院)		
(略)		
被保険者等の別	本人 家族	協会けんぽ、組合健保、船保、共済、労災、国保（一般、退職）、 後期、生保、自費
(略)		
備考 1 この用紙は、 <u>A列4番</u> とすること。 2～5 (略)		
様式第三号 (三)		
<u>平成</u> 年 月分、沖縄精神障害者特別措置医療費支払請求明細書 (病院・診療所用一入院外)		

沖縄県知事 殿		
請求金額 円		
(略)		
備考 1 この用紙は、 <u>B列6番</u> とすること。 2 (略)		
様式第三号 (一)		
<u>昭和</u> 年 月分、沖縄精神障害者特別措置医療費支払請求明細書 ㊸ (病院・診療所用一入院)		
(略)		
被保険者等の別	本人 家族	政府健保、組合健保、船保、共済、労災、国保（一般、退職）、 老保、生保、自費
(略)		
備考 1 この用紙は、 <u>B列5番白色紙緑色刷り</u> とすること。 2～5 (略)		
様式第三号 (二)		
<u>昭和</u> 年 月分、沖縄精神障害者特別措置医療費支払請求明細書 ㊹ (病院・診療所用一入院)		
(略)		
被保険者等の別	本人 家族	政府健保、組合健保、船保、共済、労災、国保（一般、退職）、 老保、生保、自費
(略)		
備考 1 この用紙は、 <u>B列5番白色紙緑色刷り</u> とすること。 2～5 (略)		
様式第三号 (三)		
<u>昭和</u> 年 月分、沖縄精神障害者特別措置医療費支払請求明細書 (病院・診療所用一入院外)		

(略)					
自立支援医療受給者証の番号			自立支援医療受給者証の有効期間	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	精
患者名	(男・女) 明・大・昭・平 年生		医療機関の所在地及び名称 開設者氏名 ㊤		甲
被保険者等の別		本人 家族	政府けんぽ、組合健保、船保、共済、労災、国保（一般、退職）、後期、生保、自費		
(略)					
控除額	障害者総合支援法第58条の負担額		円	円	
	他法負担額		円	円	
差引請求(支払)額			円	円	
備考 1 この用紙は、A列4番とすること。 2～4 (略)					
様式第三号 (四)					
平成 年 月分、沖縄精神障害者特別措置医療費支払請求明細書 (病院・診療所用一入院外)					
(略)					
自立支援医療受給者証の番号			自立支援医療受給者証の有効期間	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	精
患者名	(男・女) 明・大・昭・平 年生		医療機関の所在地及び名称 開設者氏名 ㊤		乙
被保険者等の別		本人 家族	協会けんぽ、組合健保、船保、共済、労災、国保（一般、退職）、後期、生保、自費		
(略)					
控除額	障害者総合支援法第58条の負担額		円	円	
	他法負担額		円	円	
差引請求(支払)額			円	円	

(略)					
精神衛生法第32条患者票番号			患者票有効期間	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	精
患者名	(男・女) 明・大・昭 年生		医療機関の所在地及び名称 開設者氏名 ㊤		甲
被保険者等の別		本人 家族	政府健保、組合健保、船保、共済、労災、国保（一般、退職）、老保、生保、自費		
(略)					
控除額	精神衛生法第32条負担額		円	円	
	他法負担額		円	円	
差引請求(支払)額			円	円	
備考 1 この用紙は、B列5番白色紙緑色刷りとすること。 2～4 (略)					
様式第三号 (四)					
昭和 年 月分、沖縄精神障害者特別措置医療費支払請求明細書 (病院・診療所用一入院外)					
(略)					
精神衛生法第32条患者票番号			患者票有効期間	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	精
患者名	(男・女) 明・大・昭 年生		医療機関の所在地及び名称 開設者氏名 ㊤		乙
被保険者等の別		本人 家族	政府健保、組合健保、船保、共済、労災、国保（一般、退職）、老保、生保、自費		
(略)					
控除額	精神衛生法第32条負担額		円	円	
	他法負担額		円	円	
差引請求(支払)額			円	円	

備考 1 この用紙は、A列4番とすること。
2～4（略）

様式第三号（五）

平成 年 月分、沖縄精神障害者特別措置医療費支払請求明細書
(薬局用)

(略)			
自立支援医療受給者証の番号		自立支援医療受給者証の有効期間	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日
患者名	(男・女) 明・大・昭・平 年生		薬局の所在地及び名称 開設者氏名 ㊞
被保険者等の別	本人 家族	協会けんぽ、組合健保、船保、共済、労災、国保（一般、退職）、後期、生保、自費	
(略)			
		控除額	円
		障害者総合支援法第58条の負担額	円
		他法負担額	円
		差引請求（支払）額	円
※決定		円	

備考 1 この用紙は、A列4番とすること。
2～4（略）

様式第四号

(表 面)
医 療 費 支 給 申 請 書

(略)			
家族等	氏名 住所	患者との続柄	
(略)			

備考 1 この用紙は、B列5番白色紙緑色刷りとすること。
2～4（略）

様式第三号（五）

昭和 年 月分、沖縄精神障害者特別措置医療費支払請求明細書
(薬局用)

(略)			
精神衛生法第32条 患者票番号		患者票有効期間	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日
患者名	(男・女) 明・大・昭 年生		薬局の所在地及び名称 開設者氏名 ㊞
被保険者等の別	本人 家族	政府健保、組合健保、船保、共済、労災、国保（一般、退職）、老保、生保、自費	
(略)			
		控除額	円
		精神衛生法第32条負担額	円
		他法負担額	円
		差引請求（支払）額	円
※決定		円	

備考 1 この用紙は、B列5番白色紙緑色刷りとすること。
2～4（略）

様式第四号

(表 面)
医 療 費 支 給 申 請 書

(略)			
保護義務者	氏名 住所	患者との続柄	
(略)			

医療を受けた期間	平成 平成 年 月 日から 日 入院 平成 平成 年 月 日まで 日 入院外
合計日	
(略)	
沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令第3条第1項の規定により、医療費の支給を受けたく、必要書類を添えて申請します。	
平成 年 月 日 申請者氏名 申請者の住所 患者との続柄 ⑩ 沖縄県知事 殿	
(裏面)	
(略)	

医療を受けた期間	昭和 昭和 年 月 日から 日 入院 昭和 昭和 年 月 日まで 日 入院外
合計日	
(略)	
沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令第3条第1項の規定により、医療費の支給を受けたく、必要書類を添えて申請します。	
昭和 年 月 日 申請者氏名 申請者の住所 患者との続柄 ⑩ 沖縄県知事 殿	
(裏面)	
(略)	

障発 0 1 2 4 第 4 号
平成 2 6 年 1 月 2 4 日

都道府県知事
各 殿
指定都市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 33 条に規定する医療保護入院に際して市町村長が行う入院同意について」等の一部改正について

今般、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 49 号）により精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）が改正され、一部を除き、平成 26 年 4 月 1 日から施行されること等に伴い、関係通知を下記のとおり改正し、同日から適用することとしたので、適正な実施に遺憾なきを期されるとともに、貴管下市町村等に対する周知につき配慮されたい。

なお、「精神障害者への対応について」（昭和 32 年 3 月 19 日衛発第 208 号厚生省公衆衛生局長通知）は、平成 26 年 3 月 31 日限りで廃止する。

記

- 1 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 33 条に規定する医療保護入院に際して市町村長が行う入院同意について」（昭和 63 年 6 月 22 日健医発第 743 号厚生省保健医療局長通知）の一部改正
別添 1 のとおり改正する。
- 2 「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について」（平成 7 年 9 月 12 日健医発第 1132 号厚生省保健医療局長通知）の一部改正
別添 2 のとおり改正する。
- 3 「保健所及び市町村における精神保健福祉業務について」（平成 12 年 3 月 31 日障第 251 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知）の一部改正
別添 3 のとおり改正する。

(別添 1)

○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 33 条に規定する医療保護入院に際して市町村長が行う入院同意について（昭和 63 年 6 月 22 日 健医発第 743 号厚生省保健医療局長通知）【新旧対照表】

(変更点は下線部)

改 正 後	現 行
健 医 発 第 743 号 昭和63年 6 月22日 一部改正 障 発 第 335 号 平成13年 8 月 6 日 一部改正 <u>障 発 0124 第 4 号</u> <u>平成26年 1 月24日</u> 各 都道府県知事 殿 厚生省保健医療局長 <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第 3 項に基づき</u> <u>医療保護入院に際して市町村長が行う入院同意について</u> (略) 別添 市町村長同意事務処理要領 <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。</u> <u>以下「法」という。）第33条第 3 項に基づき医療保護入院に必要な同意</u> <u>を市町村長が行う場合の事務処理については、以下の要領によること。</u> 1 入院時に市町村長の同意の対象となる者 (略) (1) ～ (3) (略) (4) 病院側の調査の結果、<u>当該精神障害者の家族等のいずれもいな</u> <u>いか、又はその家族等の全員がその意思を表示することができな</u> <u>いこと（これらの家族等のうちいずれかの者がおり、その同意が</u> <u>得られないときは、医療保護入院はできないこと。）。</u>	健 医 発 第 743 号 昭和63年 6 月22日 一部改正 障 発 第 335 号 平成13年 8 月 6 日 各 都道府県知事 殿 厚生省保健医療局長 <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条に規定する</u> <u>医療保護入院に際して市町村長が行う入院同意について</u> (略) 別添 市町村長同意事務処理要領 <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条に規定する医療保護</u> <u>入院に必要な保護者の同意を市町村長が行う場合の事務処理については</u> <u>、以下の要領によること。</u> 1 入院時に市町村長の同意の対象となる者 (略) (1) ～ (3) (略) (4) 病院側の調査の結果、<u>後見人又は保佐人、配偶者、親権者その</u> <u>他選任された保護者のいずれもいないか、又は不明であること（</u> <u>これらの保護者がおり、その同意が得られないときは、医療保護</u> <u>入院はできないこと。）。</u> <u>(5) 病院側の調査の結果、扶養義務者がいないか若しくは不明であ</u> <u>ること又は扶養義務者の同意が得られないこと。</u>

注（１） 応急入院で入院した者については、72時間を超えても家族等のうちいずれかの者が判明しない場合で、引き続き入院が必要な場合には、市町村長の同意が必要であること。

（２） 家族等のうちいずれかの者がおり、その同意が得られないときで、法第29条に基づく措置入院を行うべき病状にある場合は、法第22条に基づく申請を行うこと。

2 （略）

3 病院からの連絡

病院は、入院する患者について、居住地、家族等のうちいずれかの者の有無等を調査し、当該患者が入院につき市町村長の同意が必要な者である場合には、速やかに市町村長の同意の依頼を行うこと。

（略）

4 市町村において行われる手続き

（１） （略）

（２） （略）

ア （略）

イ 病院が把握していない家族等の存在を把握し、連絡がとれる場合には、その同意の意思の有無を確認すること。

（３）～（５） （略）

5 同意後の事務

（１）入院中の面会等

入院の同意後、市町村の担当者は、速やかに本人に面会し、その状態を把握するとともに市町村長が同意者であること及び市町村の担当者への連絡先、連絡方法を本人に伝えること。

（略）

注（１） 扶養義務者のうちから保護者を選任中の者については、4週間を限って扶養義務者の同意により入院させることができるが、4週間を超えても保護者が選任されない場合には、市町村長が保護者となり、その同意が必要であること。

（２） 応急入院で入院した者については、72時間を超えても保護者若しくは扶養義務者が判明しない場合又は扶養義務者の同意が得られない場合で、引き続き入院が必要な場合には、市町村長の同意が必要であること。

（３） 同意した者が死亡等により保護義務を行えなくなった場合には、次の保護者が現れるまでの間は、市町村長が保護者となること。

2 （略）

3 病院からの連絡

病院は、入院する患者について、居住地、保護者や扶養義務者の有無等を調査し、当該患者が入院につき市町村長の同意が必要な者である場合には、速やかに市町村長の同意の依頼を行うこと。

（略）

4 市町村において行われる手続き

（１） （略）

（２） （略）

ア （略）

イ 扶養義務者がいる場合には、同意を行わない旨の確認を電話等で行うとともに、市町村長が同意する旨を連絡すること

（３）～（５） （略）

5 同意後の事務

（１）入院中の面会等

入院の同意後、市町村の担当者は、速やかに本人に面会し、その状態を把握するとともに市町村長が保護者になっていること及び市町村の担当者への連絡先、連絡方法を本人に伝えること。

（略）

（２）保護者の調査等

市町村の担当者は、市町村長の同意の後においても、保護者及び保護者になりうる者の調査等に努めること。

なお、病院及び関係機関は、市町村長の同意によって入院している患者について、市町村長以外に保護者及び保護者になりうる者がいることが明らかになった場合は、速やかに市町村の担当者に連絡すること。

（３）関係機関への連絡

様式 1 <u>医療保護入院同意依頼書</u> 下記の者について、医療及び保護のために入院の必要があると認められましたが、他に<u>家族等</u>がいないため、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律<u>第33条第3項</u>により貴職による同意をお願い致します。 (略) 様式 2 <u>医療保護入院同意依頼聴取票</u> (略) 様式 3 同意書 年 月 日 病院管理者 殿 市町村長 印 下記の者を精神保健及び精神障害者福祉に関する法律<u>第33条第3項</u>の規定により貴病院に入院させることに同意する。 (略)	<u>市町村の担当者は、入院の同意を行った場合、必要に応じ、保健所、福祉事務所等の関係機関に連絡を行うこと。</u> <u>(4) 保護義務の終了</u> <u>保護者の発見、選任等により市町村長が保護者でなくなったときは、市町村の担当者は、保護者の変更を確認した後、速やかに市町村長の保護義務終了について内部手続をとること。</u> 様式 1 <u>保護者同意依頼書</u> 下記の者について、医療及び保護のために入院の必要があると認められましたが、他に<u>保護者</u>となる者がいないため、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律<u>第21条</u>により貴職が保護者となりますので、同法<u>第33条第1項</u>の規定により貴職の保護者としての同意をお願い致します。 (略) 様式 2 保護者同意依頼聴取票 (略) 様式 3 同意書 年 月 日 病院管理者 殿 <u>保護者</u> 市町村長 印 下記の者を精神保健及び精神障害者福祉に関する法律<u>第33条第1項</u>の規定により貴病院に入院させることに同意する。 (略)
--	--

(別添2)

○ 精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について（平成7年9月12日健医発第1132号厚生省保健医療局長通知）【新旧対照表】

(下線部が変更部分)

改 正 後	現 行
健 医 発 第 1 1 3 2 号 平 成 7 年 9 月 1 2 日 一部改正 障 発 第 2 4 5 号 平 成 1 2 年 3 月 3 1 日 一部改正 障発第0329008号 平 成 1 4 年 3 月 2 9 日 一部改正 障発第0331005号 平 成 1 8 年 3 月 3 1 日 一部改正 障発第0929008号 平 成 1 8 年 9 月 2 9 日 一部改正 障発第1222003号 平 成 1 8 年 1 2 月 2 2 日 一部改正 障 発 0 1 1 3 第 1 号 平 成 2 3 年 1 月 1 3 日 一部改正 障 発 0 4 2 6 第 5 号 平 成 2 5 年 4 月 2 6 日 一部改正 <u>障 発 0 1 2 4 第 4 号</u> <u>平 成 2 6 年 1 月 2 4 日</u>	健 医 発 第 1 1 3 2 号 平 成 7 年 9 月 1 2 日 一部改正 障 発 第 2 4 5 号 平 成 1 2 年 3 月 3 1 日 一部改正 障発第0329008号 平 成 1 4 年 3 月 2 9 日 一部改正 障発第0331005号 平 成 1 8 年 3 月 3 1 日 一部改正 障発第0929008号 平 成 1 8 年 9 月 2 9 日 一部改正 障発第1222003号 平 成 1 8 年 1 2 月 2 2 日 一部改正 障 発 0 1 1 3 第 1 号 平 成 2 3 年 1 月 1 3 日 一部改正 障 発 0 4 2 6 第 5 号 平 成 2 5 年 4 月 2 6 日
各 都道府県知事 殿	各 都道府県知事 殿
厚生省保健医療局長	厚生省保健医療局長
精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について	精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について
(略)	(略)
(別紙)	(別紙)
精神障害者保健福祉手帳制度実施要領	精神障害者保健福祉手帳制度実施要領
第一 (略)	第一 (略)

第二 手帳の交付手続き

1 交付申請

- (1) (略)
(2) (略)
①・② (略)

ア 国民年金法による障害基礎年金及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年改正法」という。）による改正前の国民年金法による障害年金

イ (略)

ウ 昭和60年改正法による改正前の船員保険法による障害年金
エ～ク (略)

- ③ (略)
(3)～(5) (略)

2・3 (略)

4 手帳の様式及び記載事項

(1) 手帳は、表紙に「障害者手帳」と標記し、その記載事項は、氏名、住所、生年月日、障害等級、手帳の交付番号、交付年月日及び有効期限とし、様式は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（以下「規則」という。）別記様式第3号によるものとする。（規則25）

(2)～(4) (略)

5 (略)

6 手帳の交付台帳

- (1) (略)
ア 精神障害者の氏名、住所及び生年月日
イ～オ (略)
(2) (略)

第三・第四 (略)

別紙様式1

障害者手帳申請書

申請者(精神障害者本人)	フリガナ氏名		生年月日	明・大・昭・平 年 月 日
	住所		電話	()
(略)				

第二 手帳の交付手続き

1 交付申請

- (1) (略)
(2) (略)
①・② (略)

ア 国民年金法による障害基礎年金及び昭和60年改正法による改正前の国民年金法による障害年金

イ (略)

ウ～キ (略)

- ③ (略)
(3)～(5) (略)

2・3 (略)

4 手帳の様式及び記載事項

(1) 手帳は、表紙に「障害者手帳」と標記し、その記載事項は、氏名、性別、住所、生年月日、障害等級、手帳の交付番号、交付年月日及び有効期限とし、様式は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（以下「規則」という。）別記様式第3号によるものとする。（規則25）

(2)～(4) (略)

5 (略)

6 手帳の交付台帳

- (1) (略)
ア 精神障害者の氏名、性別、住所及び生年月日
イ～オ (略)
(2) (略)

第三・第四 (略)

別紙様式1

障害者手帳申請書

申請者(精神障害者本人)	フリガナ氏名		性 別	男 女	生年月日	明・大・昭・平 年 月 日
	住所		電話	()		
(略)						

別紙様式 2

診断書（精神障害者保健福祉手帳用）

氏 名		明治・大正・昭和・平成 年 月 日生（ 歳）
住所		
①～⑦（略）		
⑧ 現在の障害福祉等のサービスの利用状況 （障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する自立訓練（生活訓練）、共同生活援助（グループホーム）、居宅介護（ホームヘルプ）、その他の障害福祉サービス、訪問指導、生活保護の有無等）		
（略）		

別紙様式 3 ～ 6 （略）

別紙様式 7

精神障害者保健福祉手帳交付台帳

（略）	氏 名	生年月日	（略）
（略）			

別紙様式 2

診断書（精神障害者保健福祉手帳用）

氏 名		明治・大正・昭和・平成 年 月 日生（ 歳）	男・女
住所			
①～⑦（略）			
⑧ 現在の障害福祉等のサービスの利用状況 （障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する自立訓練（生活訓練）、共同生活援助（グループホーム）、 <u>共同生活介護（ケアホーム）</u> 、居宅介護（ホームヘルプ）、その他の障害福祉サービス、訪問指導、生活保護の有無等）			
（略）			

別紙様式 3 ～ 6 （略）

別紙様式 7

精神障害者保健福祉手帳交付台帳

（略）	氏 名	性別	生年月日	（略）
（略）				

(別添3)

○ 保健所及び市町村における精神保健福祉業務について（平成12年3月31日 障第251号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知）
【新旧対照表】

(変更点は下線部)

改 正 後		現 行	
	障 発 第 2 5 1 号 平成12年3月31日 一部改正 障 発 第0329008号 平成14年3月29日 一部改正 障 発 第0714004号 平成17年7月14日 一部改正 障 発 第0331005号 平成18年3月31日 一部改正 障 発 第1222003号 平成18年12月22日 一部改正 障 発 0330第11号 平成24年3月30日 一部改正 障 発 0426第6号 平成25年4月26日 <u>一部改正 障 発 0124第4号</u> <u>平成26年1月24日</u>		障 発 第 2 5 1 号 平成12年3月31日 一部改正 障 発 第0329008号 平成14年3月29日 一部改正 障 発 第0714004号 平成17年7月14日 一部改正 障 発 第0331005号 平成18年3月31日 一部改正 障 発 第1222003号 平成18年12月22日 一部改正 障 発 0330第11号 平成24年3月30日 一部改正 障 発 0426第6号 平成25年4月26日
各 都道府県知事 殿 指定都市市長	厚生省大臣官房障害保健福祉部長	各 都道府県知事 殿 指定都市市長	厚生省大臣官房障害保健福祉部長
保健所及び市町村における精神保健福祉業務について		保健所及び市町村における精神保健福祉業務について	
(略)		(略)	
別紙		別紙	
保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領		保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領	

第一部 保健所 第一・二 (略) 第三 業務の実施 1～7 (略) 8 入院等関係事務 (1)・(2) (略) (3) 関係機関との連携 (略) <u>特に医療機関から精神保健福祉法に基づく地域援助事業者の紹介のための照会先となる事業者に係る問い合わせがあった場合には、問い合わせ元の医療機関と照会先となる事業者との間の調整等を積極的に行うこと。また、要請があった場合には、必要に応じて医療保護入院者退院支援委員会への出席も検討すること。</u> (4)・(5) (略) 9・10 (略) 第二部 市町村 第一・第二 (略) 第三 業務の実施 1～3 (略) 4 社会復帰及び自立と社会参加への支援 (1) (略) (2) 障害福祉サービス等の利用の調整等 (略) また、市町村は、助言を受けた精神障害者から求めがあった場合や、<u>医療機関から地域援助事業者の紹介に係る問い合わせがあった場合には、必要に応じて障害者総合支援法による障害福祉サービス等の利用についてのあつせん又は、調整を行うとともに、必要に応じて、障害者総合支援法による障害福祉サービス事業者に対し、当該精神障害者の利用の要請等を行う。</u> (3)～(5) (略) 5 入院及び自立支援医療費（精神通院医療）関係事務 (1) (略) (2) <u>医療保護入院が必要な精神障害者に家族等がないとき等においては、精神障害者の居住地の市町村長が医療保護入院の同意を行い、また、家族等がないとき等における医療保護入院者の退院請求等の権利者となるが、医療保護入院の同意を市町村長が行う際には、人権保護上の十分な配慮が必要である。</u> 6 (略) 7 その他 (1) 障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画について	第一部 保健所 第一・二 (略) 第三 業務の実施 1～7 (略) 8 入院等関係事務 (1)・(2) (略) (3) 関係機関との連携 (略) (4)・(5) (略) 9・10 (略) 第二部 市町村 第一・第二 (略) 第三 業務の実施 1～3 (略) 4 社会復帰及び自立と社会参加への支援 (1) (略) (2) 障害福祉サービス等の利用の調整等 (略) また、市町村は、助言を受けた精神障害者から求めがあった場合には、必要に応じて障害者総合支援法による障害福祉サービス等の利用についてのあつせん又は、調整を行うとともに、必要に応じて、障害者総合支援法による障害福祉サービス事業者に対し、当該精神障害者の利用の要請を行う。 5 入院及び自立支援医療費（精神通院医療）関係事務 (1) (略) (2) <u>保護者がないとき等においては、精神障害者の居住地の市町村長が保護者となる（法第21条）が、医療保護入院の同意を市町村長が行う際には、人権保護上の十分な配慮が必要である。</u> 6 (略) 7 その他 (1) 障害者基本法第8条第3項に基づく市町村障害者計画について
---	---

ては、都道府県、精神保健福祉センター、保健所及び地域の医療機関、障害福祉サービス事業所その他の関係機関の協力を得て、その策定及び推進に努める。

(2) (略)

ては、都道府県、精神保健福祉センター、保健所及び地域の医療機関、障害福祉サービス事業所その他の関係機関の協力を得て、その策定及び推進に努める。

(2) (略)

都 道 府 県 知 事
各 殿
指 定 都 市 市 長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 12 条に規定する精神医療審査会について」の一部改正及び精神医療審査会の運営上の留意事項について

今般、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 49 号）により精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）が改正され、一部を除き、平成 26 年 4 月 1 日から施行されること等に伴い、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 12 条に規定する精神医療審査会について」（平成 12 年 3 月 28 日障第 209 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知）別添「精神医療審査会運営マニュアル」を別添新旧対照表のとおり改正し、同日から適用することとしたので、本改正に伴い各々定めている運営要綱等の見直しを行うこと等により適切な実施に努められるとともに、関係機関及び関係団体に対して周知徹底方お取り計らい願いたい。

また、精神医療審査会の運営上特に留意されたい事項について、下記のとおり周知するので、その徹底が図られるよう努められたい。

なお、本通知のうち、「精神医療審査会運営マニュアル」Ⅴ及びⅥに係る改正部分は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項に規定する都道府県及び指定都市が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準であり、その他の部分は、同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

一、精神医療審査会は、精神障害者の人権に配慮しつつその適正な医療及び保護を確保するための機関であり、その審査の専門性及び独立性が保たれるよう十分配慮し、精神障害者の人権擁護のために最大限の努力を払うこと。

二、精神障害者の人権擁護の観点から精神医療審査会における審査の迅速性を確保することが重要であり、当該精神医療審査会における審査件数等に応じて、合議体数の見直しを行うこと。特に退院等の請求等に係る審査については、請求等から概ね 1 ヶ月以内に行うこととしているところであり、審査の質を確保した上で迅速な審査を行うことができる合議体数の確保を図ること。

(別添)

- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条に規定する精神医療審査会について（平成12年3月28日障第209号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知）【新旧対照表】

(下線部が変更部分)

改 正 後	現 行
障 第 2 0 9 号 平成12年3月28日 一部改正 障発第0329008号 平成14年3月29日 一部改正 障発第1222003号 平成18年12月22日 <u>一部改正 障発0124第5号</u> <u>平成26年1月24日</u> 各 都道府県知事 殿 指定都市市長 厚生省大臣官房障害保健福祉部長 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条に規定する 精神医療審査会について (略) 別 添 精神医療審査会運営マニュアル I・II (略) III 審査会について 審査会の所掌 (1) 合議体を構成する委員を定めること。	障 第 2 0 9 号 平成12年3月28日 一部改正 障発第0329008号 平成14年3月29日 一部改正 障発第1222003号 平成18年12月22日 各 都道府県知事 殿 指定都市市長 厚生省大臣官房障害保健福祉部長 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条に規定する 精神医療審査会について (略) 別 添 精神医療審査会運営マニュアル I・II (略) III 審査会について 審査会の所掌 (1) 合議体を構成する委員を定めること。

(略)

また、審査会は、各合議体の状況に応じて、合議体を構成しない委員を合議体での審査の前提となる意見聴取や診察を行うための予備委員として置くことができるものとする。予備委員として審査会から推薦を受けた精神保健指定医は、精神保健福祉法第19条の4第3項に規定する公務への協力義務を踏まえ、可能な限り予備委員に就任し、協力するよう努めるものとする。

(略)

(2) 審査会に設置すべき合議体の数については、退院等の請求等の審査が迅速（請求等があつてから概ね1ヶ月以内）かつ適切に行われるよう設置しなければならないこととし、審査件数等に応じて合議体数の見直しを行うこととする。

(3) (略)

IV 合議体について

1～3 (略)

4 関係者の排除

(1) (略)

①・② (略)

③ 委員が、当該患者の代理人、後見人又は保佐人であるとき。

④ 委員が、当該患者の配偶者若しくは3親等内の親族又はこれらの者の代理人であるとき。

(2) (略)

① (略)

② (1) ③・④については、個別の患者の審査ごとに、委員からの申し出等により確認するものとする。

(3) 委員は、前記①～④に掲げるもののほか、当該患者と特別の関係がある場合には、それを理由に議事に加わらないことができる。

(4) (略)

5 (略)

(略)

(略)

(2) 審査会に設置すべき合議体の数については、退院等の請求等の審査が迅速（請求等があつてから概ね1ヶ月以内）かつ適切に行われるよう設置しなければならない。

(3) (略)

IV 合議体について

1～3 (略)

4 関係者の排除

(1) (略)

①・② (略)

③ 委員が、当該患者の保護者等であるとき。

「保護者等」とは、次の者をいう。

- ・ 法第33条第1項の同意を行った保護者
- ・ 法第33条第2項の同意を行った扶養義務者
- ・ 法第34条の同意を行った保護者又は扶養義務者

④ 委員が、当該患者の配偶者又は3親等内の親族であるとき。

⑤ 委員が、当該患者の代理人、後見人又は保佐人であるとき。

⑥ 委員が、当該患者又はその保護者等の代理人であるとき。

(2) (略)

① (略)

② (1) ③～⑥については、個別の患者の審査ごとに、委員からの申し出等により確認するものとする。

(3) 委員は、前記①～⑥に掲げるもののほか、当該患者と特別の関係がある場合には、それを理由に議事に加わらないことができる。

(4) (略)

5 (略)

V 退院等の請求の処理について 1 退院等の請求受理について (1) ・ (2) (略) (3) 請求者に対する確認等 (略) <u>なお、請求者が家族等の場合は、入院に同意した家族等であるか確認することとする。</u> 2 都道府県知事の行う事前手続きについて (1) 当該請求を受理したことの関係者への通知 都道府県知事は、速やかに当該請求を受理した旨を請求者、当該患者及び病院管理者に対し、書面又は口頭により連絡するものとする。 (2) 都道府県知事の行う事前資料の準備 ア (略) イ 都道府県知事は、<u>法第20条</u>の規定による入院（任意入院）が行われる状態にないとの判定が適正に行われているか、法第33条第1項の同意が適正に行われているか、同条第4項に基づく届出が適正に行われているかなど手続的事項については、事前にチェックし、整理表を作成するなどにより、審査の便宜を図るものとする。 ウ また、同一人から同一趣旨の請求が多数ある場合や、<u>家族等（精神保健福祉法第33条第2項に規定する家族等をいう。以下同じ。）のうち複数から同一趣旨の請求がある場合には、審査の円滑な運営ができるよう、事前に十分整理しておくものとする。</u> 3 合議体での審査等について (1) 合議体が行う審査のための事前手続 ア 意見聴取 ① 基本的な考え方 審査会は、審査をするに当たって、請求の内容を適切に把握するため法第38条の5第3項に基づき、退院等の請求をした者及び当該審査に係る入院中の者が入院している精神科病院の管理者の意見（代理人を含む。）を聴かなければならないこととする。ただし、当該請求受理以前6ヶ月以内に意見聴取を行っている場合及び同一案件について複数の者から請求があった場合等において、重ねて意見聴取を行う必要が乏しいと認められるときは、	V 退院等の請求の処理について 1 退院等の請求受理について (1) ・ (2) (略) (3) 請求者に対する確認等 (略) 2 都道府県知事の行う事前手続きについて (1) 当該請求を受理したことの関係者への通知 都道府県知事は、速やかに当該請求を受理した旨を請求者、当該患者、<u>保護者等及び病院管理者</u>に対し、書面又は口頭により連絡するものとする。<u>ただし、保護者等にあつては直ちに連絡先が判明しない場合は、この限りでない。</u> (2) 都道府県知事の行う事前資料の準備 ア (略) イ 都道府県知事は、<u>法第22条の3</u>の規定による入院（任意入院）が行われる状態にないとの判定が適正に行われているか、法第33条第1項の同意が適正に行われているか、同条第4項に基づく届出が適正に行われているかなど手続的事項については、事前にチェックし、整理表を作成するなどにより、審査の便宜を図るものとする。 ウ また、同一人から同一趣旨の請求が多数ある場合には、審査の円滑な運営ができるよう、事前に十分整理しておくものとする。 3 合議体での審査等について (1) 合議体が行う審査のための事前手続 ア 意見聴取 ① 基本的な考え方 審査会は、審査をするに当たって、請求の内容を適切に把握するため法第38条の5第3項に基づき、退院等の請求をした者及び当該審査に係る入院中の者が入院している精神科病院の管理者の意見（代理人を含む。）を聴かなければならないこととする。ただし、当該請求受理以前6か月以内に意見聴取を行っている場合において、重ねて意見聴取を行う必要が乏しいと認められるときは、この限りでない。
--	---

この限りでない。 ②・③ (略) ④ 意見聴取の方法 原則として面接の上、当該請求に関する意見聴取を行うことが望ましいが、<u>審査会の判断で、書面を提出させることにより意見聴取を行うことができる。なお、意見聴取した内容について、審査の円滑な運営ができるよう事前に十分整理しておくこととする。</u> ⑤ その他の対象 (略) (ア) (イ) 当該患者の<u>家族等</u> ⑥ (略) ⑦ <u>代理人の場合の取扱</u> (略) ⑧ (略) イ (略) ウ 診療録その他の帳簿書類の提出 審査会は、審査をするに当たって、必要に応じて、精神科病院の管理者その他関係者に対して調査対象となった入院中の患者の診療録、<u>医療保護入院者退院支援委員会審議記録</u>その他の帳簿書類の提出を命じることができる。 (2) 合議体の審査時における関係者からの意見聴取等 ア 関係者からの意見聴取等について (略) ①～④ (略) ⑤ 当該患者の<u>入院に同意した家族等</u> (略) イ・ウ (略) (3)・(4) (略) 4 都道府県知事の行う事後処理について (1)・(2) (略)	②・③ (略) ④ 意見聴取の方法 面接の上、当該請求に関する意見聴取を行うことが望ましい。 ⑤ その他の対象 (略) (ア) (略) (イ) 当該患者の<u>保護者等</u> ⑥ (略) ⑦ <u>保護者等の場合の取扱</u> <u>請求者が当該患者の保護者等の場合であって、遠隔地に居住しているなどやむを得ない事情にある場合には、書面の提出をもって面接に代えることができる。</u> (略) ⑧ (略) イ (略) ウ 診療録その他の帳簿書類の提出 審査会は、審査をするに当たって、必要に応じて、精神科病院の管理者その他関係者に対して調査対象となった入院中の患者の診療録その他の帳簿書類の提出を命じることができる。 (2) 合議体の審査時における関係者からの意見聴取等 ア 関係者からの意見聴取等について (略) ①～④ (略) ⑤ 当該患者の<u>保護者等</u> (略) イ・ウ (略) (3)・(4) (略) 4 都道府県知事の行う事後処理について (1)・(2) (略)
---	--

(3) その他の事項 合議体での審査の結果、退院等の請求が適当との判断がなされた場合、都道府県知事はおおむね<u>1ヶ月</u>以内に、当該病院管理者が採った措置を確認するものとし、当該措置について審査会に報告することとする。 5 その他退院等の請求の審査に関して必要な事項 (1) ・ (2) (略) (3) 都道府県知事は、請求を受理してからおおむね<u>1ヶ月</u>、やむを得ない事情がある場合においてもおおむね<u>3ヶ月</u>以内に請求者に対し、審査結果及び理由の要旨を通知するよう努めるものとする。 (4) (略) (5) 退院の請求がなされた場合においても、合議体における審査の結果、当該患者の処遇、社会復帰への指導方法、その他当該患者への適切な医療の提供のために合議体が必要と認める措置がある場合には、その旨を都道府県知事に通知するものとする。また、必要に応じて、当該患者が入院する精神科病院の管理者、当該患者の治療を担当する指定医、及び当該患者の<u>家族等</u>と協議することができる。 6 (略) VI 定期の報告等の審査について 1 合議体での審査等について (1) 合議体が行う審査のための事前手続 ア 資料の送付 審査会は、当該審査を行う合議体の委員に対して事前に当該審査資料を<u>送付する等により、検討を依頼することができる。また、必要事項の記載漏れ等を事前に点検しておくことが望ましい。</u> イ・ウ (略) (2) (略) (3) 合議体での審査に関するその他の事項 ア 入院時の審査の取扱について (略) <u>また、入院時の届出に添付されている入院診療計画書に記載されている推定されている入院期間が、特段の理由なく1年以上の期間とされていないか確認する。</u> イ 定期病状報告の審査 <u>定期病状報告の審査に当たっては、添付されている医療保護入院</u>	(3) その他の事項 合議体での審査の結果、退院等の請求が適当との判断がなされた場合、都道府県知事はおおむね<u>1か月</u>以内に、当該病院管理者が採った措置を確認するものとし、当該措置について審査会に報告することとする。 5 その他退院等の請求の審査に関して必要な事項 (1) ・ (2) (略) (3) 都道府県知事は、請求を受理してからおおむね<u>1か月</u>、やむを得ない事情がある場合においてもおおむね<u>3か月</u>以内に請求者に対し、審査結果及び理由の要旨を通知するよう努めるものとする。 (4) (略) (5) 退院の請求がなされた場合においても、合議体における審査の結果、当該患者の処遇、社会復帰への指導方法、その他当該患者への適切な医療の提供のために合議体が必要と認める措置がある場合には、その旨を都道府県知事に通知するものとする。また、必要に応じて、当該患者が入院する精神科病院の管理者、当該患者の治療を担当する指定医、及び当該患者の<u>保護者</u>と協議することができる。 6 (略) VI 定期の報告等の審査について 1 合議体での審査等について (1) 合議体が行う審査のための事前手続 ア 資料の送付 審査会は、当該審査を行う合議体の委員に対して事前に当該審査資料を<u>送付し、検討を依頼することができる。</u> イ・ウ (略) (2) (略) (3) 合議体での審査に関するその他の事項 ア 入院時の審査の取扱について (略)
--	--

者退院支援委員会審議記録により、医療保護入院者退院支援委員会の審議において特段の理由なく入院の継続が必要と判断されていないか確認する。

また、任意入院者及び医療保護入院者については、特段の理由なく1年以上の入院が必要であると判断されていないか確認する。

ウ 都道府県知事に対する報告徴収等の要請について
(略)

(4)・(5) (略)

2 都道府県知事からの病院管理者等への通知

(1) (略)

(2) 審査会の判断が前項(4)②から⑥の場合は、都道府県知事は、審査結果に基づき必要な措置を行うとともに、請求者、当該患者及び病院管理者に対し、審査の結果及びこれに基づき採った措置を通知するものとする。

(略)

VII (略)

イ 都道府県知事に対する報告徴収等の要請について
(略)

(4)・(5) (略)

2 都道府県知事からの病院管理者等への通知

(1) (略)

(2) 審査会の判断が前項(4)②から⑥の場合は、都道府県知事は、審査結果に基づき必要な措置を行うとともに、当該患者、保護者等及び病院管理者に対し、審査の結果及びこれに基づき採った措置を通知するものとする。

(略)

VII (略)

障発 0 1 2 4 第 6 号
平成 2 6 年 1 月 2 4 日

都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長 殿
中 核 市 市 長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

「自立支援医療費の支給認定について」の一部改正について

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成 24 年法律第 51 号）により、今般、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）の平成 26 年 4 月 1 日施行分が施行されることに伴い、「自立支援医療費の支給認定について」（平成 18 年 3 月 3 日障発第 0303002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を別添のとおり改正し、同日から適用することとしたので、適正な実施に遺憾なきを期されるとともに、貴管下市町村等に対する周知につき配慮されたい。

(別添)

○ 自立支援医療費の支給認定について（平成 18 年 3 月 3 日障発第 0303002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
【新旧対照表】

(下線部が変更部分)

改 正 後	現 行
障 発 第 0303002 号 平成 18 年 3 月 3 日 一部改正 障 発 0113 第 2 号 平成 23 年 1 月 13 日 一部改正 障 発 0322 第 1 号 平成 24 年 3 月 22 日 一部改正 障 発 0315 第 1 号 平成 25 年 3 月 15 日 <u>一部改正 障 発 0124 第 6 号</u> <u>平成 26 年 1 月 24 日</u> 都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 自立支援医療費の支給認定について (略) 別紙 1 ～ 4 (略) 別記 (略) 別紙様式第 1 号～ 6 号 (略)	障 発 第 0303002 号 平成 18 年 3 月 3 日 一部改正 障 発 0113 第 2 号 平成 23 年 1 月 13 日 一部改正 障 発 0322 第 1 号 平成 24 年 3 月 22 日 一部改正 障 発 0315 第 1 号 平成 25 年 3 月 15 日 都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 自立支援医療費の支給認定について (略) 別紙 1 ～ 4 (略) 別記 (略) 別紙様式第 1 号～ 6 号 (略)

別紙様式第 7 号

診断書（精神通院医療用）

(略)
⑦ 現在の障害福祉サービス等の利用状況
(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する自立訓練(生活訓練)、共同生活援助(グループホーム)、居宅介護(ホームヘルプ)、その他の障害福祉サービス等、訪問指導等)
(略)

別紙様式第 8 号 (略)

別紙様式第 7 号

診断書（精神通院医療用）

(略)
⑦ 現在の障害福祉サービス等の利用状況
(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する自立訓練(生活訓練)、共同生活援助(グループホーム)、 <u>共同生活介護(ケアホーム)</u> 、居宅介護(ホームヘルプ)、その他の障害福祉サービス等、訪問指導等)
(略)

別紙様式第 8 号 (略)

障発 0 1 2 4 第 7 号
平成 2 6 年 1 月 2 4 日

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
各 中 核 市 市 長 殿
関 係 団 体 の 長
地方厚生(支)局長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

「指定施設における業務の範囲等について」等の一部改正について

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成 24 年法律第 51 号）により、今般、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）の平成 26 年 4 月 1 日施行分が施行されること等に伴い、関係通知を下記のとおり改正し、同日から適用することとしたので、適正な実施に遺憾なきを期されるとともに、貴管下市町村等に対する周知につき配慮されたい。

記

- 1 「指定施設における業務の範囲等について」（平成 23 年 8 月 5 日障発 0805 第 4 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正
別添 1 のとおり改正する。
- 2 「精神保健福祉士法第 7 条第 1 号に規定する精神障害者の保健及び福祉に関する科目等の読替の範囲について」（平成 23 年 8 月 5 日障発 0805 第 5 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正
別添 2 のとおり改正する。

(別添1)

- 指定施設における業務の範囲等について（平成23年8月5日障発0805第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
【新旧対照表】

(変更点は下線部)

改 正 後	現 行
障 発0805第 4 号 平成23年 8 月 5 日 一部改正 障 発0426第 8 号 平成25年 4 月26日 一部改正 障 発0124第 7 号 <u>平成26年 1 月24日</u> 都 道 府 県 知 事 指 定 都 市 市 長 各 中 核 市 市 長 殿 関 係 団 体 の 長 地方厚生（支）局長 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 指定施設における業務の範囲等について 精神保健福祉士法（平成9年法律第131号。<u>以下「法」という。</u>）第7条第4号の規定に基づく厚生労働省令で定める施設については、精神保健福祉士法施行規則（平成10年厚生省令第11号。以下「施行規則」という。）で定めているところであるが、各施設における法第2条の精神保健福祉に関する相談援助業務の範囲等について、別添に示すとおりであり、平成24年4月1日より適用することとしたので、参考までに通知する。 記 1 精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助業務の範囲 施行規則第2条第1号から第13号までに定める施設において、精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の例は、次のとおりとする。 (1)～(2) (略) (3) 施行規則第2条第4号に規定する乳児院、児童養護施設、<u>福祉型障害児入所施設及び情緒障害児短期治療施設</u>にあっては、<u>児童福祉</u>	障 発0805第 4 号 平成23年 8 月 5 日 一部改正 障 発0426第 8 号 平成25年 4 月26日 都 道 府 県 知 事 指 定 都 市 市 長 各 中 核 市 市 長 殿 関 係 団 体 の 長 地方厚生（支）局長 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 指定施設における業務の範囲等について 精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）第7条第4号の規定に基づく厚生労働省令で定める施設については、精神保健福祉士法施行規則（平成10年厚生省令第11号。以下「施行規則」という。）で定めているところであるが、各施設における法第2条の精神保健福祉に関する相談援助業務の範囲等について、別添に示すとおりであり、平成24年4月1日より適用することとしたので、参考までに通知する。 記 1 精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助業務の範囲 施行規則第2条第1号から第14号までに定める施設において、精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の例は、次のとおりとする。 (1)～(2) (略) (3) 施行規則第2条第4号に規定する乳児院、児童養護施設、<u>知的障害児施設、知的障害児通園施設及び情緒障害児短期治療施設</u>にあっては、<u>児童福祉</u>

施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第6項、第42条第1項、第49条第1項及び第73条第1項に規定する児童指導員及び保育士

(4) (略)

(5) 施行規則第2条第4号に規定する障害児相談支援事業を行う施設にあつては、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）第3条に規定する相談支援専門員

(6) 施行規則第2条第4号に規定する児童相談所にあつては、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条の3第2項第4号に規定する児童福祉司、「児童相談所の組織と職員」（平成2年3月5日付け児童相談所運営指針）第4節に規定する受付相談員、相談員、電話相談員、児童心理司、児童指導員及び保育士

(7) 施行規則第2条第4号に規定する母子生活支援施設にあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第27条に規定する母子支援員及び少年を指導する職員

(8) 施行規則第2条第4号に規定する児童自立支援施設にあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第80条第1項に規定する児童自立支援専門員及び児童生活支援員

(9) 施行規則第2条第4号に規定する児童家庭支援センターにあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第88条の3第1項に規定する職員

(10) ・ (11) (略)

(12) 平成23年改正規則附則第3条の規定により施行規則第2条第13号に規定する施設において相談援助の業務に従事した者とみなされることとなる平成23年改正規則第1条による改正前の精神保健福祉法施行規則第2条第6号に規定する障害者総合支援法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者社会復帰施設及び障害者総合支援法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営することとされた精神障害者社会復帰施設にあつては、精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第87号）第16条第1項第2号、第26条第1項第2号及び第4項第2号、第37条第1項第2号及び第40条第1項第3号に規定する精神障害者社会復帰指導員及び同令33条第1項第1号に規定する管理人

(13) 施行規則第2条第7号に規定する救護施設及び更生施設にあつては、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第18号）第11条第1項第3号及び第19条第1項第3号に規定する生活指導員

(14) 施行規則第2条第8号に規定する福祉に関する事務所にあつては

ては、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第3項、第42条第1項（第49条第1項及び第56条において準用される場合を含む。）及び第75条第1項に規定する児童指導員及び保育士

(4) (略)

(5) 施行規則第2条第4号に規定する児童相談所にあつては、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第11条第1項に規定する児童福祉司、「児童相談所の組織と職員」（平成2年3月5日付け児童相談所運営指針）第4節に規定する受付相談員、相談員、電話相談員、児童心理司、児童指導員及び保育士

(6) 施行規則第2条第4号に規定する母子生活支援施設にあつては、児童福祉施設最低基準第27条に規定する母子指導員及び少年を指導する職員

(7) 施行規則第2条第4号に規定する児童自立支援施設にあつては、児童福祉施設最低基準第80条第1項に規定する児童自立支援専門員及び児童生活支援員

(8) 施行規則第2条第4号に規定する児童家庭支援センターにあつては、児童福祉施設最低基準第88条の3第1項に規定する職員

(9) ・ (10) (略)

(11) 平成23年改正規則附則第3条の規定により施行規則第2条第13号に規定する施設において相談援助の業務に従事した者とみなされることとなる平成23年改正規則第1条による改正前の精神保健福祉法施行規則第2条第6号に規定する障害者総合支援法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者社会復帰施設及び障害者総合支援法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営することとされた精神障害者社会復帰施設にあつては、精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第87号）第16条第1項第2号、第26条第1項第2号及び第4項第2号、第37条第1項第1号及び第40条第1項第3号に規定する精神障害者社会復帰指導員及び同令33条第1項第1号に規定する管理人

(12) 施行規則第2条第7号に規定する救護施設及び更生施設にあつては、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準（昭和41年厚生省令第18号）第11条第1項第3号及び第19条第1項第3号に規定する生活指導員

(13) 施行規則第2条第8号に規定する福祉に関する事務所にあつては

、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第15条第1項第1号に規定する指導監督を行う所員（査察指導員）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第11条の2第1項及び第2項に規定する身体障害者福祉司、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第13条第1項及び第2項に規定する知的障害者福祉司、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第6条及び第7条に規定する社会福祉主事（老人福祉指導主事）、社会福祉法第15条第1項第2号に規定する現業を行う所員（現業員）、「家庭児童相談室の設置運営について」（昭和39年4月22日付け厚生省発児第92号）別紙（家庭児童相談室設置運営要綱）第5に規定する家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事（家庭児童福祉主事）及び家庭児童福祉に関する相談指導業務に従事する職員（専任の家庭相談員）、「福祉事務所における福祉五法の実施体制の整備について」（昭和45年4月9日付け社庶第74号）に規定する面接員に相当する職員、売春防止法（昭和31年法律第118号）第35条第1項及び第2項に規定する専任の婦人相談員並びに母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第8条第1項に規定する専任の母子自立支援員

(15) ～ (18) (略)

(19) 施行規則第2条第10号に規定する障害者就業・生活支援センターにあつては、「障害者就業・生活支援センターの指定と運営等について」（平成14年5月7日付け職高発第0507004号、障発第0507003号）別紙2「障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）実施要綱」に規定する主任就業支援担当者及び就業支援担当者及び同通知別紙3「障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）実施要綱」に規定する生活支援担当職員

(20) (略)

(21) 施行規則第2条第11号に規定する保護観察所にあつては、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）第20条に規定する社会復帰調整官及び更生保護法（平成19年法律第88号）第31条に規定する保護観察官

(22) 施行規則第2条第12号に規定する発達障害者支援センターにあつては、「発達障害者支援センター運営事業の実施について」（平成17年7月8日付け障発第0708004号）別紙「発達障害者支援センター運営事業実施要綱」に規定する相談支援を担当する職員及び就労支援を担当する職員

(23) 施行規則第2条第13号に規定する障害福祉サービス事業のうち、生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援にあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）第39条第1項第3号、第52条第1項第2号

、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第15条第1項第1号に規定する指導監督を行う所員（査察指導員）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第11条の2第1項及び第2項に規定する身体障害者福祉司、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第13条第1項及び第2項に規定する知的障害者福祉司、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第6条及び第7条に規定する社会福祉主事（老人福祉指導主事）、社会福祉法第15条第1項第2号に規定する現業を行う所員（現業員）、「家庭児童相談室の設置運営について」（昭和39年4月22日付け厚生省発児第92号）別紙（家庭児童相談室設置運営要綱）第5に規定する家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事（家庭児童福祉主事）及び家庭児童福祉に関する相談指導業務に従事する職員（専任の家庭相談員）、「福祉事務所における福祉五法の実施体制の整備について」（昭和45年4月9日付け社庶第74号）に規定する面接相談員、売春防止法（昭和31年法律第118号）第35条第1項及び第2項に規定する専任の婦人相談員並びに母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第8条第1項に規定する専任の母子自立支援員

(14) ～ (17) (略)

(18) 施行規則第2条第10号に規定する障害者就業・生活支援センターにあつては、「障害者就業・生活支援センターの指定と運営等について」（平成14年5月7日付け職高発第0507004号、障発第0507003号）別紙2「障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）実施要項」に規定する主任就業支援担当者及び就業支援担当者及び同通知別紙3「障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）実施要項」に規定する生活支援担当職員

(19) (略)

(20) 施行規則第2条第11号に規定する保護観察所にあつては、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）に規定する社会復帰調整官及び更生保護法（平成19年法律第88号）第31条に規定する保護観察官

(21) 施行規則第2条第12号に規定する発達障害者支援センターにあつては、「発達障害者支援センター運営事業の実施について」（平成17年7月8日付け障発第0708004号）別紙「発達障害者支援センター運営事業実施要領」に規定する相談支援を担当する職員及び就労支援を担当する職員

(22) 施行規則第2条第13号に規定する障害福祉サービス事業のうち、生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援にあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）第39条第1項第3号、第52条第1項第2号

及び第2項、第59条第1項第2号（第2項において読み替えられる場合を含む。）及び第3項、第64条第1項第2号、第65条第1項第2号並びに第75条第1項第2号（第88条において準用する場合を含む。）に規定する生活支援員、同令第64条第1項第3号に規定する就労支援員及び同令第39条第1項第4号、第52条第1項第3号、第59条第1項第4号、第64条第1項第4号、第65条第1項第3号及び第75条第1項第3号（第88条において準用する場合を含む。）に規定するサービス管理責任者

(24) 施行規則第2条第13号に規定する障害福祉サービス事業のうち、短期入所、重度障害者等包括支援及び共同生活援助を行う施設にあっては、専任で相談援助業務に従事する職員

(25) 施行規則第2条第13号に規定する障害者支援施設にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号）第11条第1項第2号イ（2）、第3号イ（1）及びロ、第4号イ（1）（同号ロにおいて読み替えられる場合を含む。）及びハ、第5号イ（1）及びロ（1）、第6号イ（1）並びに第7号イ（1）に規定する生活支援員、同項第5号イ（2）に規定する就労支援員及び同項第2号イ（3）、第3号イ（2）、第4号イ（2）、第5号イ（3）及びロ（2）、第6号イ（2）並びに第7号イ（2）に規定するサービス管理責任者

(26) 施行規則第2条第13号に規定する一般相談支援事業を行う施設にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号）第3条第2項に規定する相談支援専門員

(27) 施行規則第2条第13号に規定する特定相談支援事業を行う施設にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条に規定する相談支援専門員

(28) ・ (29) (略)

2 施行規則第2条第14号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める施設（平成23年厚生労働省告示第277号。以下「施設告示」という。）第1号から第4号までに定める施設において、精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の例は、次のとおりとする。

(1) ～ (3) (略)

(4) (略)

及び第2項、第59条第1項第2号（第2項において読み替えられる場合を含む。）及び第3項、第64条第1項第2号、第65条第1項第2号並びに第75条第1項第2号（第88条において準用する場合を含む。）に規定する生活支援員、同令第64条第1項第3号に規定する就労支援員及び同令第12条第1項第5号、第39条第1項第4号、第52条第1項第3号、第59条第1項第4号、第64条第1項第4号、第65条第1項第3号及び第75条第1項第3号（第88条において準用する場合を含む。）に規定するサービス管理責任者

(23) 施行規則第2条第13号に規定する障害福祉サービス事業のうち、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護及び共同生活援助を行う施設にあっては、専任で相談援助業務に従事する職員

(24) 施行規則第2条第13号に規定する障害者支援施設にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号）第11条第1項第2号イ（2）、第3号イ（1）及びロ、第4号イ（1）（同号ロにおいて読み替えられる場合を含む。）及びハ、第5号イ（1）及びロ（1）に規定する生活支援員、同項第5号イ（2）に規定する就労支援員及び同項第2号イ（3）、第3号イ（2）、第4号イ（2）、第5号イ（3）及びロ（2）に規定するサービス管理責任者

(25) 施行規則第2条第13号に規定する相談支援事業を行う施設にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号）第3条第2項に規定する相談支援専門員

(26) ・ (27) (略)

(28) 削除

2 施行規則第2条第15号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める施設（平成23年厚生労働省告示第277号。以下「施設告示」という。）第1号から第4号までに定める施設において、精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の例は、次のとおりとする。

(1) ～ (3) (略)

(4) (略)

・「セーフティーネット支援対策等事業の実施について」（平成17年3月31日付け社援発第0331021号）別添17（社会的包摂・「絆」再生事業実施要領）に規定する生活相談指導員 (5) 施行規則第2条第1号から第13号まで及び施設告示第1号から第4号に規定する上記（1）から（4）までに定める施設以外の施設で精神保健福祉に関する相談援助を行う施設として厚生労働大臣が個別に認めた施設 ・当該施設において、精神保健福祉に関する相談援助業務を行っている専任の相談員 3 <u>1及び2で定める施設以外の施設において、精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の例は、次のとおりとする。</u> (1) <u>平成23年改正規則附則第4条に規定する障害福祉サービス事業（児童デイサービスを行うものに限る。）を行う施設において、専任で相談援助業務に従事する職員</u> (2) <u>障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）による改正前の児童福祉法に規定する知的障害児施設及び知的障害児通園施設にあっては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第17号）による改正前の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第42条第1項（第49条第1項及び第56条において準用される場合を含む。）に規定する児童指導員及び保育士</u> (3) <u>地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）による改正前の障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち、共同生活介護を行う施設にあっては、専任で相談援助業務に従事していた職員</u> (4) <u>障害者総合支援法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法第5条第1項に規定する知的障害者援護施設（障害者総合支援法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営することとされたものを含む。）にあっては、障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号）第1条の規定による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第22号）第28条第1項第3号、第29条第1項第3号、第52条第1項第3号、第</u>	・「セーフティーネット支援対策等事業の実施について」（平成17年3月31日付け社援発第0331021号）別添16（ホームレス対策事業実施要領）に規定する生活相談指導員 (5) 施行規則第2条第1号から第14号まで及び施設告示第1号から第4号に規定する上記（1）から（4）までに定める施設以外の施設で精神保健福祉に関する相談援助を行う施設として厚生労働大臣が個別に認めた施設 ・当該施設において、精神保健福祉に関する相談援助業務を行っている専任の相談員 3 <u>精神保健福祉士法施行規則及び精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉一般養成施設等指定規則の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第103号）附則第4条に規定する障害福祉サービス事業（児童デイサービスを行うものに限る。）を行う施設において、精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の例は、次のとおりとする。</u> ・ <u>専任で相談援助業務に従事する職員</u>
--	---

53条第1項第3号、第54条第1項第2号及び第63条第1項第3号に規定する生活支援員

- 4 1 から 3 に掲げる職種の例以外の 1 から 3 に規定する施設における職種に係る業務の範囲の確認並びに 2（5）に掲げる施設の厚生労働大臣の個別認定及び当該認定に係る施設における職種に係る業務の範囲の確認の取扱いについては次のとおりとする。

(1) 2（5）に掲げる施設の個別認定に係る認定基準

ア (略)

イ 1、2（1）から（4）まで及び3に掲げる職種の例と同等以上の精神保健福祉に関する相談援助業務を行っている専任の相談員が配置されていること。

ウ (略)

エ ウに定める「専任」の判断基準は、この通知により「専任」であることが求められているものに準用する。

(2) 1、2（1）から（4）まで及び3に掲げる職種の例以外の1、2（1）から（4）まで及び3に規定する施設における職種に係る実務経験を有すると認められる業務の範囲並びに2（5）の個別認定に係る施設における職種に係る実務経験を有すると認められる業務の範囲に係る基準

ア 当該職種に係る業務が、当該施設の定款、実施要領等において明記された各種の精神保健福祉に関する相談援助業務であること

イ 1、2の（1）から（4）まで及び3に掲げる職種の例と同等以上の精神保健福祉に関する相談援助業務を行っている専任の相談員であること。

(3) 手続

ア 精神保健福祉士養成施設等への入学又は入所に際して、1、2（1）から（4）まで及び3に掲げる職種の例以外の1、2（1）から（4）まで及び3に規定する施設における職種としての相談援助の業務に従事した者からの入学又は入所の申請があった場合においては別記様式1を用い、2（5）の個別認定に係る施設における職種としての相談援助の業務に従事した者からの入学又は入所の申請があった場合においては別記様式2を用いて、精神保健福祉士養成施設等が取りまとめ、入学又は入所の決定前に厚生労働大臣あて協議すること。

イ 精神保健福祉士法第7条第4号又は第7号に係る精神保健福祉士受験者については、同法第10条第1項に規定する指定試験機関が取りまとめ、本項アと同様、受験票を受験生あて送付する前に別記様式により厚生労働大臣あて協議すること。

- 4 2（5）の厚生労働大臣の個別認定の取扱いについて

(1) 認定基準

ア (略)

イ 上記1及び2の（1）から（4）までに定める職種と同等以上の精神保健福祉に関する相談援助業務を行っている専任の相談員が配置されていること。

ウ (略)

エ ウに定める「専任」の判断基準は、上記1及び2の（1）から（3）までに定める職種のうち、この通知により「専任」であることが求められているものに準用する。

(2) 認定の手続き

ア 精神保健福祉士養成施設等への入学又は入所に際して2（4）に係るものについては、精神保健福祉士養成施設等において取りまとめ、入学又は入所の決定前に別記様式により厚生労働大臣あて協議すること。

イ 精神保健福祉士法第7条第4号又は第7号に係る精神保健福祉士受験者については、同法第10条第1項に規定する指定試験機関が取りまとめ、受験票を受験生あて送付する前に別記様式により厚生労働大臣あて協議すること。

別記様式1

番 年 月 号 日

厚生労働大臣 殿

養成施設等又は
指定試験機関代表者 印

指定施設における業務について（協議）

標記について、「指定施設における業務の範囲等について」の4（3）に基づき、別添実務経験申告書により指定施設における実務経験を有すると認められる業務の範囲について協議いたします。

別記様式2

番 年 月 号 日

厚生労働大臣 殿

養成施設等又は
指定試験機関代表者 印

指定施設の個別認定及び指定施設における業務について（申請の進達及び協議）

標記について、「指定施設における業務の範囲等について」の4（3）に基づき、別添指定施設の個別認定申請書及び実務経験申告書により、指定施設の個別認定の申請の進達を行うとともに、当該施設における実務経験につき、指定施設における実務経験を有すると認められる業務の範囲について協議いたします。

別記様式

番 年 月 号 日

厚生労働大臣 殿

養成施設等又は
指定試験機関代表者 印

指定施設における業務について（協議）

標記について、「指定施設における業務の範囲等について」の4に基づき協議いたします。

No. _____

実務経験申告書

年 月 日

養成施設等又は指定機関代表者 殿

申告者
氏名 印

私の精神保健福祉に関する相談援助の実務経験は、精神保健福祉士試験受験資格に係る指定施設における相談援助の実務経験に該当すると思われるので申告いたします。

(略)

添付書類

- 1～2 (略)
3 事業概要 (業務の内容等がわかるもの)
4～6 (略)

No. _____

指定施設の個別認定申請書

年 月 日

養成施設等又は指定機関代表者 殿

申告者
氏名 印

No. _____

実務経験申告書

年 月 日

養成施設等又は指定機関代表者 殿

申告者
氏名 印

私の精神保健福祉に関する相談援助の実務経験は、精神保健福祉士試験受験資格又は精神保健福祉士養成施設等に入学又は入学できる実務経験があると思われるので申告いたします。

(略)

添付書類

- 1～2 (略)
3 始業概要 (業務の内容等がわかるもの)
4～6 (略)

当施設は精神保健福祉士法施行規則第2条第14号の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設（平成23年厚生労働大臣告示第277号）第5号に掲げる厚生労働大臣が認める施設に該当すると思われるので申告いたします。

事業名	
施設名	
職 種	
常勤・非常勤の 区分	
業務内容	

添付書類

- 1 事業・業務の根拠となる団体等の条例、要綱、定款又は寄附行為等の写し
- 2 事業概要（業務の内容等がわかるもの）
- 3 施設の組織図
- 4 専任で相談援助業務を行っている者の勤務実態がわかるもの
- 5 活動事例（主なもの1～2例）

(別添 2)

- 精神保健福祉士法第 7 条第 1 号に規定する精神障害者の保健及び福祉に関する科目等の読替の範囲について（平成 23 年 8 月 5 日障発 0805 第 5 号
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）【新旧対照表】

(下線部が変更部分)

改 正 後	現 行																
障 発 0805 第 5 号 平成 23 年 8 月 5 日 一部改正 障 発 0124 第 7 号 平成 26 年 1 月 24 日 都 道 府 県 知 事 指 定 都 市 長 各 中 核 市 長 殿 関 係 団 体 の 長 地方厚生（支）局長 厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部長 精神保健福祉士法第 7 条第 1 号に規定する精神障害者の保健及び福祉 に関する科目等の読替の範囲について (略) (別添) 1 (略) <table><tr><th>指定科目等名</th><th>読替の範囲</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>精神保健福祉相談援助の基盤（基 礎）</td><td>・社会福祉科目省令に規定する「 相談援助の基盤と専門職」 ・読替の範囲に規定する「<u>相談援 助の基盤と専門職</u>」について読 替のできる科目</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> 2 (略) (別記様式) (略)	指定科目等名	読替の範囲	(略)	(略)	精神保健福祉相談援助の基盤（基 礎）	・社会福祉科目省令に規定する「 相談援助の基盤と専門職」 ・読替の範囲に規定する「 <u>相談援 助の基盤と専門職</u> 」について読 替のできる科目	(略)	(略)	障 発 0805 第 5 号 平成 23 年 8 月 5 日 都 道 府 県 知 事 指 定 都 市 長 各 中 核 市 長 殿 関 係 団 体 の 長 地方厚生（支）局長 厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部長 精神保健福祉士法第 7 条第 1 号に規定する精神障害者の保健及び福祉 に関する科目等の読替の範囲について (略) (別添) 1 (略) <table><tr><th>指定科目等名</th><th>読替の範囲</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>精神保健福祉相談援助の基盤（基 礎）</td><td>・社会福祉科目省令に規定する「 相談援助の基盤と専門職」 ・読替の範囲に規定する「<u>障害者 に対する支援と障害者自立支援 制度</u>」について読替のできる科 目</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> 2 (略) (別記様式) (略)	指定科目等名	読替の範囲	(略)	(略)	精神保健福祉相談援助の基盤（基 礎）	・社会福祉科目省令に規定する「 相談援助の基盤と専門職」 ・読替の範囲に規定する「 <u>障害者 に対する支援と障害者自立支援 制度</u> 」について読替のできる科 目	(略)	(略)
指定科目等名	読替の範囲																
(略)	(略)																
精神保健福祉相談援助の基盤（基 礎）	・社会福祉科目省令に規定する「 相談援助の基盤と専門職」 ・読替の範囲に規定する「 <u>相談援 助の基盤と専門職</u> 」について読 替のできる科目																
(略)	(略)																
指定科目等名	読替の範囲																
(略)	(略)																
精神保健福祉相談援助の基盤（基 礎）	・社会福祉科目省令に規定する「 相談援助の基盤と専門職」 ・読替の範囲に規定する「 <u>障害者 に対する支援と障害者自立支援 制度</u> 」について読替のできる科 目																
(略)	(略)																

都道府県知事
各 殿
指定都市市長

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課長
(公 印 省 略)

医療保護入院における家族等の同意に関する運用について

今般、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第49号）により精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）が改正され、一部を除き、平成26年4月1日から施行されることに伴い、医療保護入院の要件が精神保健指定医の判定と家族等のうちのいずれかの者の同意に改められたところである。精神科病院の管理者が家族等からの同意を得る際の運用の考え方については下記のとおりであるので、医療保護入院制度の円滑、適正な実施に遺憾なきを期されるとともに、貴管下市町村を含め関係者、関係団体に対する周知方につき配慮されたい。

記

1. 今回の法改正においては、保護者制度の廃止に伴い、医療保護入院について精神保健指定医1名の判定とともに、家族等（配偶者、親権者、扶養義務者、後見人又は保佐人をいう。以下同じ。）のうちいずれかの者の同意を必要とすることとした。（法第33条第1項及び第2項）
2. 当該改正の趣旨は、適切な入院医療へのアクセスを確保しつつ、医療保護入院における精神障害者の家族等に対する十分な説明とその合意の確保、精神障害者の権利擁護等を図るものである。
3. なお、医療保護入院は、本人の同意を得ることなく入院させる制度であることから、その運用には格別の慎重さが求められる。本人の同意が求められる状態である場合には、可能な限り、本人に対して入院医療の必要性等について十分な説明を行い、その同意を得て、任意入院となるように努めなければならない。
4. 医療保護入院においては、その診察の際に付き添う家族等が、通例、当該精神障害者を身近で支える家族等であると考えられることから、精神科病院の管理者（以下「管理者」という。）は、原則として、診察の際に患者に付き添う家族等

に対して入院医療の必要性等について十分な説明を行い、当該家族等から同意を得ることが適当である。

5. 管理者が家族等の同意を得る際には、当該家族等の氏名、続柄等を書面で申告させて確認する。その際には、可能な範囲で運転免許証や各種医療保険の被保険者証等の提示による本人確認を行うことが望ましい。

また、家族等の同意に関する書面の様式例を参考までに添付するので、適宜活用されたい。

6. 管理者が家族等の同意を得る際に、後見人又は保佐人の存在を把握した場合には、これらの者の同意に関する判断を確認することが望ましい。

7. また、当該医療保護入院者に係る精神障害者が未成年である場合に管理者が親権者から同意を得る際には、民法（明治29年法律第89号）第818条第3項の規定にしたがって、原則として父母双方の同意を要するものとする。

8. 精神障害者に対する医療やその後の社会復帰には家族等の理解と協力が重要であることを踏まえると、医療保護入院は、より多くの家族等の同意の下で行われることが望ましい。

このため、管理者が医療保護入院の同意についての家族等の間の判断の不一致を把握した場合においては、可能な限り、家族等の間の意見の調整が図られることが望ましく、管理者は、必要に応じて家族等に対して医療保護入院の必要性等について説明することが望ましい。

9. 管理者が家族等の間の判断の不一致を把握した場合であって、後見人又は保佐人の存在を把握し、これらの者が同意に反対しているときには、その意見は十分に配慮されるべきものと解する。

10. また、管理者が家族等の間の判断の不一致を把握した場合において、親権を行う者の同意に関する判断は、親権の趣旨に鑑みれば、特段の事情があると認める場合を除き、尊重されるべきものと解する。

11. 医療保護入院後に管理者が当該入院に反対の意思を有する家族等（医療保護入院の同意を行った家族等であって、入院後に入院に反対することとなったものを含む。）の存在を把握した場合には、当該家族等に対して入院医療の必要性や手続の適法性等について説明することが望まれる。その上で、当該家族等が依然として反対の意思を有するときは、管理者は、都道府県知事（精神医療審査会）に対する退院請求を行うことができる旨を教示する。

1. 医療保護入院の同意の対象となる精神障害者本人

住 所	〒
フリガナ	
氏 名	
生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日

2. 医療保護入院の同意者の申告事項

住 所	〒	〒
フリガナ		
氏 名		
生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日	大正・昭和・平成 年 月 日
本人との関係		
1 配偶者 2 父母（親権者で ある・ない） 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者（ （選任年月日 昭和・平成 年 月 日）		
なお、以下のいずれにも該当しないことを申し添えます。 ①本人と訴訟をした者、本人と訴訟をした者の配偶者又は直系血族、②家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人、補助人、③成年被後見人又は被保佐人、④未成年者		

※親権者が両親の場合は、両親とも署名の上記載して下さい。

以上について、事実と相違ないことを確認した上で、1の者を貴病院に入院させることに同意します。

病院管理者 殿

年 月 日

〇〇 〇〇 印

〔 〇〇 〇〇 印 〕

障精発 0 1 2 4 第 2 号
平成 2 6 年 1 月 2 4 日

都道府県知事
各 殿
指定都市市長

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課長
(公 印 省 略)

「精神障害者保健福祉手帳の診断書の記入に当たって留意すべき事項について」
等の一部改正について

今般、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 49 号）により精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）が改正され、一部を除き、平成 26 年 4 月 1 日から施行されること等に伴い、関係通知を下記のとおり改正し、同日から適用することとしたので、適正な実施に遺憾なきを期されるとともに、貴管下市町村等に対する周知につき配慮されたい。

記

- 1 「精神障害者保健福祉手帳の診断書の記入に当たって留意すべき事項について」（平成 7 年 9 月 12 日健医精発第 45 号厚生省保健医療局精神保健課長通知）の一部改正
別添 1 のとおり改正する。
- 2 「年金証書等の写しによる精神障害者保健福祉手帳の障害等級の認定事務について」（平成 7 年 9 月 28 日健医精発第 59 号厚生省保健医療局精神保健課長通知）の一部改正
別添 2 のとおり改正する。
- 3 「精神科病院に入院する時の告知等に係る書面及び入退院の届出等について」（平成 12 年 3 月 30 日障精発第 22 号厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課長通知）の一部改正

別添 3 のとおり改正する。

- 4 「応急入院指定病院の指定等について」（平成 12 年 3 月 30 日障精発第 23 号厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課長通知）の一部改正
別添 4 のとおり改正する。

- 5 「特定病院の認定等について」（平成 18 年 9 月 29 日障精発第 0929001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知）の一部改正
別添 5 のとおり改正する。

(別添1)

○ 精神障害者保健福祉手帳の診断書の記入に当たって留意すべき事項について（平成7年9月12日健医精発第45号厚生省保健医療局精神保健課長通知）【新旧対照表】

(下線部が変更部分)

改正後

健医精発第45号
平成7年9月12日
一部改正 障精発0303第1号
平成23年3月3日
一部改正 障発0329第12号
平成25年3月29日
一部改正 障精発0124第2号
平成26年1月24日

各 都道府県精神保健福祉主管部（局）長 殿

厚生省保健医療局精神保健課長

精神障害者保健福祉手帳の診断書の記入に当たって留意すべき事項について

(略)

(別添)
記入例 1

氏 名	○山 ○男	明治・大正・昭和・平成 44年 1月 11日生(41歳)
(略)		
⑧ 現在の障害福祉等のサービスの利用状況 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に規定する自立訓練(生活訓練)、共同生活援助(グループホーム)、居宅介護(ホームヘルプ)、その他の障害福祉サービス、訪問指導、生活保護の有無等)		
地域活動支援センターに週1回通所し、スポーツ(バレーボール等)、軽作業(部品組み立て等)の活動に参加している。		
(略)		

現 行

健医精発第45号
平成7年9月12日
一部改正 障精発0303第1号
平成23年3月3日
一部改正 障発0329第12号
平成25年3月29日

各 都道府県精神保健福祉主管部（局）長 殿

厚生省保健医療局精神保健課長

精神障害者保健福祉手帳の診断書の記入に当たって留意すべき事項について

(略)

(別添)
記入例 1

氏 名	○山 ○男	明治・大正・昭和・平成 44年 1月 11日生(41歳)	<u>男</u> ・女
(略)			
⑧ 現在の障害福祉等のサービスの利用状況 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する自立訓練(生活訓練)、共同生活援助(グループホーム)、共同生活介護(ケアホーム)、居宅介護(ホームヘルプ)、その他の障害福祉サービス、訪問指導、生活保護の有無等)			
地域活動支援センターに週1回通所し、スポーツ(バレーボール等)、軽作業(部品組み立て等)の活動に参加している。			
(略)			

記入例 2

氏 名	○川 ○子	明治・大正 <u>昭和</u> ・平成 28年 3月 11日生(57歳)
(略)		
⑧ 現在の障害福祉等のサービスの利用状況 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に規定する自立訓練(生活訓練)、共同生活援助(グループホーム)、居宅介護(ホームヘルプ)、その他の障害福祉サービス、訪問指導、生活保護の有無等) 訪問看護を週3回利用している。生活保護受給中。		
(略)		

記入例 3

氏 名	○田 ○夫	明治・大正 <u>昭和</u> ・平成 36年 5月 7日生(49歳)
(略)		
⑧ 現在の障害福祉等のサービスの利用状況 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に規定する自立訓練(生活訓練)、共同生活援助(グループホーム)、居宅介護(ホームヘルプ)、その他の障害福祉サービス、訪問指導、生活保護の有無等) 自立訓練(生活訓練)事業所に週3回通所し、調理実習、手工芸(皮細工)などの活動に参加している。		
(略)		

記入例 4

氏 名	○島 ○郎	明治・大正 <u>昭和</u> ・平成 56年 6月 28日生(28歳)
(略)		
⑧ 現在の障害福祉等のサービスの利用状況 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に規定する自立訓練(生活訓練)、共同生活援助(グループホーム)、居宅介護(ホームヘルプ)、その他の障害福祉サービス、訪問指導、生活保護の有無等) 復職に向けて発達障害者支援センターに週1～2回個別相談をしている。		
(略)		

記入例 2

氏 名	○川 ○子	明治・大正 <u>昭和</u> ・平成 28年 3月 11日生(57歳)	男・ <u>女</u>
(略)			
⑧ 現在の障害福祉等のサービスの利用状況 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する自立訓練(生活訓練)、共同生活援助(グループホーム)、 <u>共同生活介護(ケアホーム)</u> 、居宅介護(ホームヘルプ)、その他の障害福祉サービス、訪問指導、生活保護の有無等) 訪問看護を週3回利用している。生活保護受給中。			
(略)			

記入例 3

氏 名	○田 ○夫	明治・大正 <u>昭和</u> ・平成 36年 5月 7日生(49歳)	<u>男</u> ・女
(略)			
⑧ 現在の障害福祉等のサービスの利用状況 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する自立訓練(生活訓練)、共同生活援助(グループホーム)、 <u>共同生活介護(ケアホーム)</u> 、居宅介護(ホームヘルプ)、その他の障害福祉サービス、訪問指導、生活保護の有無等) 自立訓練(生活訓練)事業所に週3回通所し、調理実習、手工芸(皮細工)などの活動に参加している。			
(略)			

記入例 4

氏 名	○島 ○郎	明治・大正 <u>昭和</u> ・平成 56年 6月 28日生(28歳)	<u>男</u> ・女
(略)			
⑧ 現在の障害福祉等のサービスの利用状況 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する自立訓練(生活訓練)、共同生活援助(グループホーム)、 <u>共同生活介護(ケアホーム)</u> 、居宅介護(ホームヘルプ)、その他の障害福祉サービス、訪問指導、生活保護の有無等) 復職に向けて発達障害者支援センターに週1～2回個別相談をしている。			
(略)			

(別添2)

○ 年金証書等の写しによる精神障害者保健福祉手帳の障害等級の認定事務について（平成7年9月28日健医精発第59号厚生省保健医療局精神保健課長通知）【新旧対照表】

(下線部が変更部分)

改 正 後	現 行
健医精発第59号 平成7年9月28日 一部改正 障精発第0929009号 平成18年9月29日 一部改正 障精発0303第3号 平成23年3月3日 <u>一部改正 障精発0124第2号</u> <u>平成26年1月24日</u> 各 都道府県精神保健福祉主管部局長 殿 厚生省保健医療局精神保健課長 年金証書等の写しによる精神障害者保健福祉手帳の障害等級の 認定事務について (略) 記 1 (略) 2 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第23条第1項第2号に規定する「精神障害を支給事由とする年金給付を現に受けていることを証する書類」は、精神障害者保健福祉手帳制度実施要領の第二の1(4)のとおりであるが、詳細は、別添の表のとおりである。 3 この場合、これらの書類により、障害種別、障害等級及び現に年金を受けていることの確認をする必要があるが、年金証書に障害の種別や障害等級が記載されていない場合が多く、また、障害等級の変更や支給停止がされている場合もあることから、年金裁定通知書や年金支払通知書等を参照して確認することが必要であり、その方法は、概ね別添の表のとおりである。	健医精発第59号 平成7年9月28日 一部改正 障精発第0929009号 平成18年9月29日 一部改正 障精発0303第3号 平成23年3月3日 各 都道府県精神保健福祉主管部局長 殿 厚生省保健医療局精神保健課長 年金証書等の写しによる精神障害者保健福祉手帳の障害等級の 認定事務について (略) 記 1 (略) 2 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第23条第1項第2号に規定する「精神障害を支給事由とする年金給付を現に受けていることを証する書類」は、精神障害者保健福祉手帳制度実施要領の第二の1(4)のとおりであるが、詳細は、別添1の表のとおりである。 3 この場合、これらの書類により、障害種別、障害等級及び現に年金を受けていることの確認をする必要があるが、年金証書に障害の種別や障害等級が記載されていない場合が多く、また、障害等級の変更や支給停止がされている場合もあることから、年金裁定通知書や年金支払通知書等を参照して確認することが必要であり、その方法は、概ね別添1の表のとおりである。 なお、障害基礎年金については、年金支払通知書又は年金振込通知書

4 (略) 別添 年金証書等の写しによる精神障害者保健福祉手帳の障害等級の認定方法一覧 <table> <tr> <th>年金の種別</th><th>添付書類</th><th>障害種別の確認</th><th>障害等級の確認</th><th>減に受給していることの確認</th><th>照会先</th></tr> <tr> <td>国民年金法の障害基礎年金、旧法の障害年金及び厚生年金保険法の障害厚生年金、旧法の障害年金並びに船員保険法の旧法の障害年金</td><td>(略)</td><td>・障害の種別は、年金証書等では確認できないので照会により確認。</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td colspan="6">(略)</td></tr> </table> 別添2 削除						年金の種別	添付書類	障害種別の確認	障害等級の確認	減に受給していることの確認	照会先	国民年金法の障害基礎年金、旧法の障害年金及び厚生年金保険法の障害厚生年金、旧法の障害年金並びに船員保険法の旧法の障害年金	(略)	・障害の種別は、年金証書等では確認できないので照会により確認。	(略)	(略)	(略)	(略)					
年金の種別	添付書類	障害種別の確認	障害等級の確認	減に受給していることの確認	照会先																		
国民年金法の障害基礎年金、旧法の障害年金及び厚生年金保険法の障害厚生年金、旧法の障害年金並びに船員保険法の旧法の障害年金	(略)	・障害の種別は、年金証書等では確認できないので照会により確認。	(略)	(略)	(略)																		
(略)																							
に記載されている支払金額により障害等級を特定することができることから、別添2を参照して年金の障害等級の確認をする。 4 (略) 別添1 年金証書等の写しによる精神障害者保健福祉手帳の障害等級の認定方法一覧 <table> <tr> <th>年金の種別</th><th>添付書類</th><th>障害種別の確認</th><th>障害等級の確認</th><th>減に受給していることの確認</th><th>照会先</th></tr> <tr> <td>国民年金法の障害基礎年金、旧法の障害年金及び厚生年金保険法の障害厚生年金、旧法の障害年金</td><td>(略)</td><td>年金裁定通知書 ・診断書の種類の欄に7と記載されていれば、精神障害である。 ・ただし、1と記載されているものは、精神障害に限定されないもので、照会により確認する。</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td colspan="6">(略)</td></tr> </table> 別添2 削除						年金の種別	添付書類	障害種別の確認	障害等級の確認	減に受給していることの確認	照会先	国民年金法の障害基礎年金、旧法の障害年金及び厚生年金保険法の障害厚生年金、旧法の障害年金	(略)	年金裁定通知書 ・診断書の種類の欄に7と記載されていれば、精神障害である。 ・ただし、1と記載されているものは、精神障害に限定されないもので、照会により確認する。	(略)	(略)	(略)	(略)					
年金の種別	添付書類	障害種別の確認	障害等級の確認	減に受給していることの確認	照会先																		
国民年金法の障害基礎年金、旧法の障害年金及び厚生年金保険法の障害厚生年金、旧法の障害年金	(略)	年金裁定通知書 ・診断書の種類の欄に7と記載されていれば、精神障害である。 ・ただし、1と記載されているものは、精神障害に限定されないもので、照会により確認する。	(略)	(略)	(略)																		
(略)																							

(別添3)

○ 精神科病院に入院する時の告知等に係る書面及び入退院の届出等について（平成12年3月30日 障精第22号厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課長通知）【新旧対照表】

(変更点は下線部)

改 正 後		現 行	
	障 精 第 2 2 号 平成12年3月30日 一部改正 障精発第0325001号 平成17年3月25日 一部改正 障精発第0929005号 平成18年9月29日 一部改正 障精発第1222001号 平成18年12月22日 一部改正 障精発第0526003号 平成20年5月26日 <u>一部改正 障精発0124第2号</u> <u>平成26年1月24日</u>		障 精 第 2 2 号 平成12年3月30日 一部改正 障精発第0325001号 平成17年3月25日 一部改正 障精発第0929005号 平成18年9月29日 一部改正 障精発第1222001号 平成18年12月22日 一部改正 障精発第0526003号 平成20年5月26日
各 都道府県 指定都市	精神保健福祉主管部（局）長 殿 厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部精神・障害保健課長	各 都道府県 指定都市	精神保健福祉主管部（局）長 殿 厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部精神・障害保健課長
精神科病院に入院する時の告知等に係る書面及び入退院の届出等について		精神科病院に入院する時の告知等に係る書面及び入退院の届出等について	
(略)		(略)	
1 入院時の告知等に係る書面について (1) 任意入院について ア 法第21条第1項に規定する精神科病院の管理者が任意入院者に対して退院等の請求に関すること等を知らせる書面については、別添様式1（入院に際してのお知らせ）によるものとする。		1 入院時の告知等に係る書面について (1) 任意入院について ア 法第22条の4第1項に規定する精神科病院の管理者が任意入院者に対して退院等の請求に関すること等を知らせる書面については、別添様式1（入院に際してのお知らせ）によるものとする。	
(略) イ 法第21条第1項に規定する任意入院を行おうとする精神障害者が自ら入院する旨を記載する書面については、別添様式2（任意入院同意書）によるものとする。		(略) イ 法第22条の4第1項に規定する任意入院を行おうとする精神障害者が自ら入院する旨を記載する書面については、別添様式2（任意入院同意書）によるものとする。	

(略) ウ 法第21条第7項に規定する書面については、別添様式4（入院継続に際してのお知らせ）によるものとする。 (略) エ 法第21条第4項後段の規定による措置を採った場合の記録については、別添様式5（任意入院患者の退院制限をした場合の記録）によるものとする。 オ (略) (2)・(3) (略) (4) 応急入院について 法第33条の8後段により準用する法第29条第3項に規定する書面については、別添様式9（入院に際してのお知らせ）によるものとする。 (略) (5)～(6) (略) 2 精神科病院の管理者から都道府県知事に対する届出等について (略) (1) (略) (2) 医療保護入院者に係る届出等について ア 法第33条第7項に規定する精神科病院の管理者から都道府県知事に対する届出は、同条第1項、<u>第3項又は第4項後段の規定による入院についてそれぞれ別添様式13（医療保護入院者の入院届）又は別添様式14（特定医師による医療保護入院者（第33条第1項・第4項又は第33条第3項・第4項）の入院届及び記録）によるものとする。</u>また、別添様式13の提出に当たっては入院診療計画書の写しを添付すること。 なお、別添様式13に添付する入院診療計画書の様式については別途通知することとしていること。 法第33条第6項に規定する精神科病院の管理者が作成する記録は、別添様式14（特定医師による医療保護入院者（第33条第1項・第4項又は第33条第3項・第4項）の入院届及び記録）を用いるものとする。 イ 法第33条の2に規定する精神科病院の管理者から都道府県知事に対する届出は、別添様式15（医療保護入院者の退院届）によるものとする。 (3) 応急入院者に係る届出等について 法第33条の7第5項に規定する精神科病院の管理者から都道府県知事に対する届出は、同条第1項又は第2項後段による入院についてそれぞれ別添様式16（応急入院届）又は別添様式17（特定医師による応急入院（第33条の7第2項）届及び記録）によるものとする。 法第33条の7第4項に規定する精神科病院の管理者が作成する記	(略) ウ 法第22条の4第7項に規定する書面については、別添様式4（入院継続に際してのお知らせ）によるものとする。 (略) エ 法第22条の4第4項後段の規定による措置を採った場合の記録については、別添様式5（任意入院患者の退院制限をした場合の記録）によるものとする。 オ (略) (2)・(3) (略) (4) 応急入院について 法第33条の5後段により準用する法第29条第3項に規定する書面については、別添様式9（入院に際してのお知らせ）によるものとする。 (略) (5)～(6) (略) 2 精神科病院の管理者から都道府県知事に対する届出等について (略) (1) (略) (2) 医療保護入院者に係る届出等について ア 法第33条第7項に規定する精神科病院の管理者から都道府県知事に対する届出は、同条第1項、<u>第2項又は第4項後段の規定による入院についてそれぞれ別添様式13（医療保護入院者の入院届）、別添様式14（医療保護入院者（第33条第2項）の入院届）又は別添様式15（特定医師による医療保護入院者（第33条第1項・第4項）の入院届及び記録）若しくは別添様式16（特定医師による医療保護入院者（第33条第2項・第4項）の入院届及び記録）によるものとする。</u> 法第33条第6項に規定する精神科病院の管理者が作成する記録は、別添様式15（特定医師による医療保護入院者（第33条第1項・第4項）の入院届及び記録）又は別添様式16（特定医師による医療保護入院者（第33条第2項・第4項）の入院届及び記録）を用いるものとする。 イ 法第33条の2に規定する精神科病院の管理者から都道府県知事に対する届出は、別添様式17（医療保護入院者の退院届）によるものとする。 (3) 応急入院者に係る届出等について 法第33条の4第5項に規定する精神科病院の管理者から都道府県知事に対する届出は、同条第1項又は第2項後段による入院についてそれぞれ別添様式18（応急入院届）又は別添様式19（特定医師による応急入院（第33条の4第2項）届及び記録）によるものとする。 法第33条の4第4項に規定する精神科病院の管理者が作成する記
---	---

録は、別添様式17（特定医師による応急入院（<u>第33条の7第2項</u>）届及び記録）を用いるものとする。 3 入院患者に係る定期の報告等について（略） (1) 措置入院者に係る報告について 法第38条の2第1項に規定する精神科病院の管理者から都道府県知事に対する定期の報告は、別添様式18（措置入院者の定期病状報告書）によるものとする。 (2) 医療保護入院者に係る報告について 法第38条の2第2項に規定する精神科病院の管理者から都道府県知事に対する定期の報告は、別添様式19（医療保護入院者の定期病状報告書）によるものとする。 (3) 任意入院患者に係る報告について 法第38条の2第3項に規定する精神科病院の管理者から都道府県知事に対する報告は、別添様式20（任意入院患者の定期病状報告書）によるものとする。 報告の頻度は、入院後1年以上経過している者については、<u>第20条</u>の規定による入院の日の属する月の翌月を初月とする同月以降の12月ごとの各月に、開放処遇の制限（隔離・拘束を含む）を受けている者については、入院時から6ヶ月経過時（ただし、1年以上経過している者については、12月ごとの各月）を目途として行うものとする。 4 措置入院に関する診断書について 都道府県知事が行う法第27条第1項に規定する精神保健指定医（以下、「指定医」という。）の診察に当たっては、別添様式21（措置入院等に関する診断書）に記入を行うものとする。 5 その他の事項について (1) <u>未成年者又は被後見人の任意入院に際しての同意書</u>について（略） (2) 任意入院の退院制限について 法第21条第3項に規定する退院制限は72時間を限度として認められているものであるが、この「72時間」は、患者が医師に対して退院を希望する意思を明らかにした時点から起算するものであって、その時点が夜間又は休日等であることにより扱いが異なるものではないこと。 （略） (3) ～ (6) （略） 様式1 入院（任意入院）に際してのお知らせ 1 あなたの入院は、あなたの同意に基づく、精神保健及び精神障害者	録は、別添様式19（特定医師による応急入院（<u>第33条の4第2項</u>）届及び記録）を用いるものとする。 3 入院患者に係る定期の報告等について（略） (1) 措置入院者に係る報告について 法第38条の2第1項に規定する精神科病院の管理者から都道府県知事に対する定期の報告は、別添様式20（措置入院者の定期病状報告書）によるものとする。 (2) 医療保護入院者に係る報告について 法第38条の2第2項に規定する精神科病院の管理者から都道府県知事に対する定期の報告は、別添様式21（医療保護入院者の定期病状報告書）によるものとする。 (3) 任意入院患者に係る報告について 法第38条の2第3項に規定する精神科病院の管理者から都道府県知事に対する報告は、別添様式22（任意入院患者の定期病状報告書）によるものとする。 報告の頻度は、入院後1年以上経過している者については、<u>第22条の3</u>の規定による入院の日の属する月の翌月を初月とする同月以降の12月ごとの各月に、開放処遇の制限（隔離・拘束を含む）を受けている者については、入院時から6ヶ月経過時（ただし、1年以上経過している者については、12月ごとの各月）を目途として行うものとする。 4 措置入院に関する診断書について 都道府県知事が行う法第27条第1項に規定する精神保健指定医（以下、「指定医」という。）の診察に当たっては、別添様式23（措置入院等に関する診断書）に記入を行うものとする。 5 その他の事項について (1) 任意入院に際しての<u>保護者の同意書</u>について（略） (2) 任意入院の退院制限について 法第22条の3第3項に規定する退院制限は72時間を限度として認められているものであるが、この「72時間」は、患者が医師に対して退院を希望する意思を明らかにした時点から起算するものであって、その時点が夜間又は休日等であることにより扱いが異なるものではないこと。 （略） (3) ～ (6) （略） 様式1 入院（任意入院）に際してのお知らせ 1 あなたの入院は、あなたの同意に基づく、精神保健及び精神障害者
---	--

福祉に関する法律<u>第20条</u>の規定による任意入院です。 2 (略) 3 あなたの入院中、人権を擁護する行政機関の職員、あなたの代理人である弁護士との電話・面会や、あなた又はあなたのご家族等の依頼によりあなたの代理人になろうとする弁護士との面会は、制限されませんが、それら以外の人との電話・面接については、あなたの症状に応じて意思の指示で一時的に制限することがあります。 4～6 (略) 7 (略) それでもなお、あなたの入院や処遇に納得のいかない場合には、あなた又はあなたのご家族等は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、都道府県知事に請求することができます。 (略) 8 (略)	福祉に関する法律<u>第22条の3</u>の規定による任意入院です。 2 (略) 3 あなたの入院中、人権を擁護する行政機関の職員、あなたの代理人である弁護士との電話・面会や、あなた又は保護者の依頼によりあなたの代理人になろうとする弁護士との面会は、制限されませんが、それら以外の人との電話・面接については、あなたの症状に応じて意思の指示で一時的に制限することがあります。 4～6 (略) 7 (略) それでもなお、あなたの入院や処遇に納得のいかない場合には、あなた又は保護者は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、都道府県知事に請求することができます。 (略) 8 (略)
様式2 任意入院同意書 私は、「入院に際してのお知らせ」（入院時告知事項）を了承のうえ、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律<u>第21条第1項</u>の規定により、貴院に入院することに同意いたします。	様式2 任意入院同意書 私は、「入院に際してのお知らせ」（入院時告知事項）を了承のうえ、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律<u>第22条の4第1項</u>の規定により、貴院に入院することに同意いたします。
様式3 任意入院（継続）同意書 私は、「入院に際してのお知らせ」（入院時告知事項）を了承のうえ、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律<u>第21条第1項</u>の規定により、貴院に引き続き入院することに同意いたします。	様式3 任意入院（継続）同意書 私は、「入院に際してのお知らせ」（入院時告知事項）を了承のうえ、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律<u>第22条の4第1項</u>の規定により、貴院に引き続き入院することに同意いたします。
様式4 入院継続に際してのお知らせ 1 あなたから退院の申し出がありましたが、（精神保健指定医・特定医師）の診察の結果、入院を継続する必要があると認めますので（午前・午後 時）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律<u>第21条第7項</u>の規定により、お知らせします。 2 (略) 3 あなたの入院中、人権を擁護する行政機関の職員、あなたの代理人である弁護士との電話・面会や、あなた又はあなたのご家族等の依頼によりあなたの代理人となろうとする弁護士との面会は、制限されま	様式4 入院継続に際してのお知らせ 1 あなたから退院の申し出がありましたが、（精神保健指定医・特定医師）の診察の結果、入院を継続する必要があると認めますので（午前・午後 時）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律<u>第22条の4第7項</u>の規定により、お知らせします。 2 (略) 3 あなたの入院中、人権を擁護する行政機関の職員、あなたの代理人である弁護士との電話・面会や、あなた又は保護者の依頼によりあなたの代理人となろうとする弁護士との面会は、制限されませんが、そ

せんが、それら以外の人との電話・面接については、あなたの病状に応じて医師の指示で一時的に制限することがあります。

4 (略)

5 (略)

それでもなお、あなたの入院や処遇に納得のいかない場合には、あなた又はあなたのご家族等は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、都道府県知事に請求することができます。

(略)

6 (略)

様式5

任意入院患者を退院制限した場合の記録

(略)

記入上の留意事項

1 (略)

2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。（特定医師による入院を含む。その場合は「第33条第1項・第4項入院」、「第33条第3項・第4項入院」又は「第33条の7第2項入院」と記載すること。）

(略)

3～8 (略)

9 (略)

様式6 (略)

れら以外の人との電話・面接については、あなたの病状に応じて医師の指示で一時的に制限することがあります。

4 (略)

5 (略)

それでもなお、あなたの入院や処遇に納得のいかない場合には、あなた又は保護者は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、都道府県知事に請求することができます。

(略)

6 (略)

様式5

任意入院患者を退院制限した場合の記録

(略)										
保 護 者	氏名	(男・女)		続柄	生年 月日	明・大	年 月 日生			
		(男・女)		続柄		昭・平				
	住所	都道	郡市	町村	府県	区	区			
		都道	郡市	町村		府県				
1後見人又は保佐人 2配偶者 3親権を行う者										
4家庭裁判所が選任した者(選任年月日 昭和・平成 年 月 日)										
5その他()										

記入上の留意事項

1 (略)

2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。（第33条第2項又は特定医師による入院を含む。その場合は「第33条第2項入院」、「第33条第1項・第4項入院」、「第33条第2項・第4項入院」又は「第33条の4第2項入院」と記載すること。）

(略)

3～8 (略)

9 保護者の氏名欄は、親権者が両親の場合は2人目を記載すること。

10 保護者の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記載すること。

11 (略)

様式6 (略)

様式 7 措置入院決定のお知らせ 1 ～ 3 (略) 4 あなたの入院中、人権を擁護する行政機関の職員、あなたの代理人である弁護士との電話・面会や、あなた又は<u>あなたのご家族等</u>の依頼によりあなたの代理人となろうとする弁護士との面会は、制限されませんが、それら以外の人との電話・面接については、あなたの病状に応じて医師の指示で一時的に制限することがあります。 5 (略) 6 (略) それでもなお、あなたの入院や処遇に納得のいかない場合には、あなた又は<u>あなたのご家族等</u>は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、都道府県知事に請求することができます。 (略) 7 ～ 9 (略)	様式 7 措置入院決定のお知らせ 1 ～ 3 (略) 4 あなたの入院中、人権を擁護する行政機関の職員、あなたの代理人である弁護士との電話・面会や、あなた又は<u>保護者</u>の依頼によりあなたの代理人となろうとする弁護士との面会は、制限されませんが、それら以外の人との電話・面接については、あなたの病状に応じて医師の指示で一時的に制限することがあります。 5 (略) 6 (略) それでもなお、あなたの入院や処遇に納得のいかない場合には、あなた又は<u>保護者</u>は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、都道府県知事に請求することができます。 (略) 7 ～ 9 (略)
様式 8 入院（医療保護入院）に際してのお知らせ 1 (略) 2 あなたの入院は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条【①第1項 ②<u>第3項</u> ③第4項後段】の規定による医療保護入院です。 3 (略) 4 あなたの入院中、人権を擁護する行政機関の職員、あなたの代理人である弁護士との電話・面会や、あなた又は<u>あなたのご家族等</u>の依頼によりあなたの代理人となろうとする弁護士との面会は、制限されませんが、それら以外の人との電話・面接については、あなたの病状に応じて医師の指示で一時的に制限することがあります。 5 (略) 6 (略) それでもなお、あなたの入院や処遇に納得のいかない場合には、あなた又は<u>あなたのご家族等</u>は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、都道府県知事に請求することができます。 (略) 7 (略)	様式 8 入院（医療保護入院）に際してのお知らせ 1 (略) 2 あなたの入院は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条【①第1項 ②<u>第2項</u> ③第4項後段】の規定による医療保護入院です。 3 (略) 4 あなたの入院中、人権を擁護する行政機関の職員、あなたの代理人である弁護士との電話・面会や、あなた又は<u>保護者</u>の依頼によりあなたの代理人となろうとする弁護士との面会は、制限されませんが、それら以外の人との電話・面接については、あなたの病状に応じて医師の指示で一時的に制限することがあります。 5 (略) 6 (略) それでもなお、あなたの入院や処遇に納得のいかない場合には、あなた又は<u>保護者</u>は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、都道府県知事に請求することができます。 (略) 7 (略)
様式 9 入院（応急入院）に際してのお知らせ	様式 9 入院（応急入院）に際してのお知らせ

様式13

医療保護入院者の入院届

(略)					
家族等の同意により入院した 年月日	平成 年 月 日	今 回 の 入院年月日	昭和 平成	年 月 日	
		入院形態			

(略)						
同意をした家族等	氏 名	(男 ・ 女)	続柄	生 年 月 日	明・大 昭・平 年 月 日 生	
		(男 ・ 女)	続柄	生 年 月 日	明・大 昭・平 年 月 日 生	
	住 所	都道 府県	郡市 区	町村 区		
		都道 府県	郡市 区	町村 区		
1 配偶者 2 父母(親権者で ある・ない) 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者(選任年月日 昭和・平成 年 月 日) 8 市町村長						

記載上の留意事項

1 (略)

2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。(特定医師による入院を含む。その場合は「第33条第1項・第4項入院」、「第33条第3項・第4項入院」又は「第33条の7第2項入院」と記載すること。)なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。

3～7 (略)

8 家族等の氏名欄は、親権者が両親の場合は2人目を記載すること。

9 家族等の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記載すること。

10 提出に当たっては、推定される医療保護入院による入院期間及び選任された退院後生活環境相談員を記載した医療法施行規則第1条の5に規定する入院診療計画書の写しを添付すること。

11 (略)

医療保護入院者の入院届

(略)				
保護者の同意により 入院した年月日	平成 年 月 日	今 回 の 入院年月日	昭和 平成	年 月 日
		入院形態		

(略)				
保 護 者	氏名	(男 ・ 女)	続柄	生年 明・大 年 月 日生 月日 昭・平
		(男 ・ 女)	続柄	生年 明・大 年 月 日生 月日 昭・平
	住所	都道府県	郡市区	町村区
		都道府県	郡市区	町村区
	1 後見人又は保佐人 2 配偶者 3 親権を行う者 4 家庭裁判所が選任した者 (選任年月日 昭和・平成 年 月 日) 5 その他()			

記載上の留意事項

- 1 (略)
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。(第33条第2項又は特定医師による入院を含む。その場合は「第33条第2項入院」、「第33条第1項・第4項入院」、「第33条第2項・第4項入院」又は「第33条の4第2項入院」と記載すること。)なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。(第33条第2項又は第33条第2項・第4項による入院の場合は、入院した年月日も併せて記載すること。)
- 3～7 (略)
- 8 保護者の氏名欄は、親権者が両親の場合は2人目を記載すること。
- 9 保護者の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記載すること。

10 (略)

様式14

特定医師による医療保護入院者（第33条第1項・第4項又は第33条第3項・第4項）の入院届及び記録

(略)			
家族等の同意により入院した年月日	平成 年 月 日 (午前・午後 時)	今 回 の 入院年月日	昭和 平成 年 月 日
		入院形態	

(略)					
同意をした家族等	氏名	(男・女)	続柄	生年 月日	明・大 昭・平 年 月 日生
		(男・女)	続柄	生年 月日	明・大 昭・平 年 月 日生
	住所	都道 府県	都市 区	町村 区	
		都道 府県	都市 区	町村 区	
	1 配偶者 2 父母(親権者である・ない) 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者(選任年月日 昭和・平成 年 月 日) 8 市町村長				

記載上の留意事項

- 1 (略)
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。(特定医師による入院を含む。その場合は「第33条の7第2項入院」と記載すること。)なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3～8 (略)
- 9 家族等の氏名欄は、親権者が両親の場合は2人目を記載すること。
- 10 家族等の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記載すること。
- 11・12 (略)

様式14 削除

様式15

特定医師による医療保護入院者（第33条第1項・第4項）の入院届及び記録

(略)			
保護者の同意により入院した年月日	平成 年 月 日 (午前・午後 時)	今 回 の 入院年月日	昭和 平成 年 月 日
		入院形態	

(略)					
保護者	氏名	(男・女)	続柄	生年 月日	明・大 昭・平 年 月 日生
		(男・女)	続柄	生年 月日	明・大 昭・平 年 月 日生
	住所	都道 府県	都市 区	町村 区	
		都道 府県	都市 区	町村 区	
	1 後見人又は保佐人 2 配偶者 3 親権を行う者 4 家庭裁判所が選任した者 (選任年月日 昭和・平成 年 月 日) 5 その他()				

記載上の留意事項

- 1 (略)
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。(第33条第2項又は特定医師による入院を含む。その場合は、「第33条第2項入院」又は「第33条の4第2項入院」と記載すること。)なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3～8 (略)
- 9 保護者の氏名欄は、親権者が両親の場合は2人目を記載すること。
- 10 保護者の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記載すること。
- 11・12 (略)

様式16 削除

様式15

医療保護入院者の退院届

(略)

(略)

載上の留意事項

1 入院年月日の欄は、第33条第1項又は第3項による医療保護入院の年月日を記載すること。

2 (略)

様式16

応急入院届

(略)

応急入院を
採った理由
家族等の同意を
得ることのできな
かった理由を含め、
応急入院を採った
理由について記載
すること。

(略)

様式17

特定医師による応急入院（第33条の7第2項）届及び記録

様式17

医療保護入院者の退院届

(略)

保 護 者	フリガナ		続柄		生年月日	明治 大正 昭和 平成	年 月 日生 (満 歳)
	氏 名		(男・女)				
	住 所		都道 府県		都市 区	町村 区	
	フリガナ		続柄		生年月日	明治 大正 昭和 平成	年 月 日生 (満 歳)
	氏 名		(男・女)				
	住 所		都道 府県		都市 区	町村 区	

(略)

記載上の留意事項

1 入院年月日の欄は、医療保護入院の年月日（第33条第2項又は第33条第2項・第4項による入院を経た場合にあってはその入院年月日）を記載すること。

2 保護者の氏名欄は、親権者が両親の場合は2人目を記載すること。

3 保護者の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記載すること。

4 (略)

様式18

応急入院届

(略)

応急入院を
採った理由
保護者等の同意を
得ることのできな
かった理由を含め、
応急入院を採った
理由について記載
すること。

(略)

様式19

特定医師による応急入院（第33条の4第2項）届及び記録

(略)	
応急入院を採った理由 家族等の同意を得ることのできなかった理由を含め、 応急入院を採った理由について記載すること。	
(略)	

様式18

措置入院者の定期病状報告

(略)	
過去6か月間(措置入院後3か月の場合は3か月間)の治療の内容とその結果 問題行動を中心として記載すること。	
今後の治療方針(再発防止への対応を含む)	
(略)	

記載上の留意事項

- 1 (略)
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。(特定医師による入院を含む。その場合は「第33条第1項・第4項入院」、「第33条

(略)	
応急入院を採った理由 保護者等の同意を得ることのできなかった理由を含め、 応急入院を採った理由について記載すること。	
(略)	

様式20

措置入院者の定期病状報告

(略)						
過去6か月間(措置入院後3か月の場合は3か月間)の治療の内容とその結果を記載すること 問題行動を中心として記載すること。						
今後の治療方針(再発防止への対応を含む)を記載すること						
(略)						
保 護 者	氏名	(男・女)	続柄	生年	明・太	年 月 日生
		(男・女)	続柄	月 日	昭・平	
	住所	都道	郡市	町村		年 月 日生
		府県	区	区		
		都道	郡市	町村		
	府県	区	区			
1後見人又は保佐人 2配偶者 3親権を行う者 4家庭裁判所が選任した者(選任年月日 昭和・平成 年 月 日) 5その他()						

(略)

記載上の留意事項

- 1 (略)
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。(第33条第2項又は特定医師による入院を含む。その場合は「第33条第2項入院」、

第3項・第4項入院」又は「第33条の7第2項入院」と記載すること。
。）なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。

3～10（略）

11（略）

様式19

医療保護入院者の定期病状報告書

（略）

医療保護入院年月日 （第33条第1項・第3 項による入院）	昭和 平成	年 月 日	今回の入院年月日 入 院 形 態	昭和 平成	年 月 日

（略）

過去12か月間の治
療の内容と、その結
果及び通院又は任意
入院に変更できな
かった理由

症 状 の 経 過 1 悪化傾向 2 動揺傾向 3 不変 4 改善傾向

今後の治療方針（患
者本人の病識や治療
への意欲を得るため
の取り組みについて）

退院に向けた取組の
状況（選任された退
院後生活環境相談員
との相談状況、地域
援助事業者の紹介状
況、医療保護入院者
退院支援委員会で決
定した推定される入
院期間等について）

選任された退院後生活環境相談員

（略）

「第33条第1項・第4項」、「第33条第2項・第4項入院」又は「第
33条の4第2項入院」と記載すること。）なお、複数の入院形態を経
ている場合には、順に記載すること。

3～10（略）

11 保護者の氏名欄は、親権者が両親の場合は2人目を記載すること。

12 保護者の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記
載すること。

13（略）

様式21

医療保護入院者の定期病状報告書

（略）

医療保護入院年月日 （第33条第1項に よる入院）	昭和 平成	年 月 日	今回の入院年月日 入 院 形 態	昭和 平成	年 月 日

（略）

過去12か月間の治
療の内容と、その結
果及び通院又は任意
入院に変更できな
かった理由を記載す
ること

症 状 の 経 過 1 悪化傾向 2 動揺傾向 3 不変 4 改善傾向

今後の治療方針を記
載すること（患者本人
の病識や治療への意
欲を得るための取り
組みについて）

記載上の留意事項

- 1 (略)
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。（特定医師による入院を含む。その場合は「第33条第1項・第4項入院」、「第33条第3項・第4項入院」又は「第33条の7第2項入院」と記載すること。）なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3～6 (略)
- 7 入院後の診察により精神症状が重症であって、かつ、慢性的な症状を呈することにより入院の継続が明らかに必要な病状であること等により1年以上の入院が必要であると判断される場合には、「過去12か月間の治療の内容と、その結果及び通院又は任意入院に変更できなかった理由」の欄にその旨を記載すること。
- 8 「退院に向けた取組の状況」の欄については、
① 退院後生活環境相談員との最初の相談を行った時期やその後の相談の頻度等
② 地域援助事業者の紹介の有無や紹介した地域援助事業者との相談の状況等
③ 医療保護入院者退院支援委員会での審議状況等
について記載することとし、③については、必要に応じて医療保護入院者退院支援委員会における審議結果記録の写しを添付した上で、その旨同欄に明記すること。
- 9・10 (略)
- 11 (略)

(略)									
保 護 者	氏名	(男・女)	続柄	生年	明・大	年	月	日生	
		(男・女)	続柄	月日	昭・平				
	住所	都道	郡市	町村	区	区			
		府県	区	区					
1後見人又は保佐人 2配偶者 3親権を行う者									
4家庭裁判所が選任した者(選任年月日 昭和・平成 年 月 日)									
5その他()									

(略)

記載上の留意事項

- 1 (略)
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。（第33条第2項又は特定医師による入院を含む。その場合は「第33条第2項入院」、「第33条第1項・第4項入院」、「第33条第2項・第4項入院」又は「第33条の4第2項入院」と記載すること。）なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。（第33条第2項又は第33条第2項・第4項による入院の場合は、入院した年月日も併せて記載すること。）
- 3～6 (略)
- 7・8 (略)
- 9 保護者の氏名欄は、親権者が両親の場合は2人目を記載すること。
- 10 保護者の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記載すること。
- 11 (略)

様式20

任意入院患者の定期病状報告書

(略)

任意入院年月日 (第20条に よる入院)	昭和		年	月	日	今回の入院年月日	昭和		年	月	日
	平成					入院形態	平成				
(略)											
過去12か月間の治療の内容とその結果 (過去12か月間に行動制限が行われた際にその必要性について)											
症状の経過											
1 悪化傾向 2 動揺傾向 3 不変 4 改善傾向											
(略)											

記載上の留意事項

1 (略)

2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。(特定医師による入院を含む。その場合は「第33条第1項・第4項入院」、「第33条第3項・第4項入院」又は「第33条の7第2項入院」と記載すること。)なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。

3～6 (略)

7 入院後の診察により精神症状が重症であって、かつ、慢性的な症状を呈することにより入院の継続が明らかに必要な病状であること等により1年以上の入院が必要であると判断される場合には、「任意入院継続の必要性」の欄にその旨を記載すること。

8～11 (略)

様式21

措置入院に関する診断書

申請等の形式	i 親族又は一般人申請(第22条) ii 警察官通報(第23条) iii 検察官通報(第24条) iv 保護観察所長通報(第25条) v 矯正施設長通報(第26条) vi 精神病院管理者届出(第26条の2) vii 医療観察法対象者[指定通院医療機関管理者通報、保護観察所長通報](第26条の3) viii 都道府県知事・指定都市市長職務診察(第27条第2項)
(略)	

様式22

任意入院患者の定期病状報告書

(略)

任意入院年月日 (第22条の3に よる入院)	昭和		年	月	日	今回の入院年月日	昭和		年	月	日
	平成					入院形態	平成				
(略)											
過去12か月間の治療の内容と、その結果を記載すること(過去12か月間に行動制限が行われた際にその必要性について)											
症状の経過											
1 悪化傾向 2 動揺傾向 3 不変 4 改善傾向											
(略)											

記載上の留意事項

1 (略)

2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。(第33条第2項又は特定医師による入院を含む。その場合は「第33条第2項入院」、「第33条第1項・第4項入院」、「第33条第2項・第4項入院」又は「第33条の4第2項入院」と記載すること。)なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。

3～6 (略)

7～10 (略)

様式23

措置入院に関する診断書

申請等の形式	i 親族又は一般人申請(第23条) ii 警察官通報(第24条) iii 検察官通報(第25条) iv 保護観察所長通報(第25条の2) v 矯正施設長通報(第26条) vi 精神病院管理者届出(第26条の2) vii 医療観察法対象者[指定通院医療機関管理者通報、保護観察所長通報](第26条の3) viii 都道府県知事・指定都市市長職務診察(第27条第2項)
(略)	

(別添4)

○ 応急入院指定病院の指定等について（平成12年3月30日 障精第23号厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課長通知）【新旧対照表】
(変更点は下線部)

改 正 後		現 行	
	障 精 第 2 3 号 平成12年 3 月 30 日 一部改正 障 発 第 1 5 7 号 平成13年 4 月 3 日 一部改正 障精発第0929002号 平成18年 9 月 29 日 一部改正 障精発第1222001号 平成18年12月 22 日 一部改正 障精発0228第 1 号 平成23年 2 月 28 日 一部改正 <u>障精発0124第 2 号</u> <u>平成26年 1 月 24 日</u>		障 精 第 2 3 号 平成12年 3 月 30 日 一部改正 障 発 第 1 5 7 号 平成13年 4 月 3 日 一部改正 障精発第0929002号 平成18年 9 月 29 日 一部改正 障精発第1222001号 平成18年12月 22 日 一部改正 障精発0228第 1 号 平成23年 2 月 28 日
各 都道府県 指定都市	精神保健福祉主管部（局）長 殿 厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部精神・障害保健課長	各 都道府県 指定都市	精神保健福祉主管部（局）長 殿 厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部精神・障害保健課長
応急入院指定病院の指定等について		応急入院指定病院の指定等について	
(略)		(略)	
別添 応急入院指定病院の指定等に係る事務取扱要領		別添 応急入院指定病院の指定等に係る事務取扱要領	
1 応急入院指定病院の指定について 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。） <u>第33条の7第1項</u> の規定による都道府県知事（指定都市にあってはその長。以下同じ。）の指定（以下「応急入院指定病院の指定」という。）は、 <u>法第33条の7第1項</u> の規定に基づき		1 応急入院指定病院の指定について 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。） <u>第33条の4第1項</u> の規定による都道府県知事（指定都市にあってはその長。以下同じ。）の指定（以下「応急入院指定病院の指定」という。）は、 <u>法第33条の4第1項</u> の規定に基づき	

厚生労働大臣の定める基準（昭和63年4月厚生省告示第127号。以下「指定基準」という。）に適合する精神科病院について行うこととされているところであるが、応急入院指定病院の指定に当たっては、特に次の事項について十分留意されたいこと。

（1） 指定基準の考え方について

ア 診療応需の体制について

指定基準の第1号中、法第18条第1項の規定により指定された精神保健指定医（以下「指定医」という。）1名以上及び看護師その他の者3名以上が法第33条の7第1項第1号に掲げる者及び法第34条第1項から第3項までの規定により移送される者（以下「応急入院者等」という。）に対して「診療応需の態勢を整えていること」とは、当該精神科病院の医療従事者のうち指定医1名以上及び看護師その他の者3名以上が応急入院者等の医療及び保護を行う体制（オンコールを含む。）にあり、かつ、それぞれの医療従事者が応急入院者等の診療に当たることが、他の入院患者の医療及び保護に支障をきたすようなことがないものをいうこと

。

（略）

イ～エ （略）

オ 特例措置について

法第33条の7第2項後段の規定による特例措置を採る精神科病院を指定する場合については、都道府県において、精神科病院からの別添様式1及び別添様式2による申出に基づき、事後審査委員会及び行動制限最小化委員会の設置、特定医師の配置を確認の上指定すること。

（略）

①・② （略）

③ 特定医師について

特定医師（法第21条第4項に規定する特定医師をいう。以下同じ。）が配置されていること。

（略）

（2） （略）

2 （略）

3 その他について

応急入院制度については厳に適正な運用が要請されることにかんがみ、都道府県知事は、各応急入院指定病院からの法第33条の7第5項の規定による届出の状況に十分留意し、応急入院の実態の把握に努められたいこと。

厚生労働大臣の定める基準（昭和63年4月厚生省告示第127号。以下「指定基準」という。）に適合する精神科病院について行うこととされているところであるが、応急入院指定病院の指定に当たっては、特に次の事項について十分留意されたいこと。

（1） 指定基準の考え方について

ア 診療応需の体制について

指定基準の第1号中、法第18条第1項の規定により指定された精神保健指定医（以下「指定医」という。）1名以上及び看護師その他の者3名以上が法第33条の4第1項第1号に掲げる者及び法第34条第1項から第3項までの規定により移送される者（以下「応急入院者等」という。）に対して「診療応需の態勢を整えていること」とは、当該精神科病院の医療従事者のうち指定医1名以上及び看護師その他の者3名以上が応急入院者等の医療及び保護を行う体制（オンコールを含む。）にあり、かつ、それぞれの医療従事者が応急入院者等の診療に当たることが、他の入院患者の医療及び保護に支障をきたすようなことがないものをいうこと

。

（略）

イ～エ （略）

オ 特例措置について

法第33条の4第2項後段の規定による特例措置を採る精神科病院を指定する場合については、都道府県において、精神科病院からの別添様式1及び別添様式2による申出に基づき、事後審査委員会及び行動制限最小化委員会の設置、特定医師の配置を確認の上指定すること。

（略）

①・② （略）

③ 特定医師について

特定医師（法第22条の4第4項に規定する特定医師をいう。以下同じ。）が配置されていること。

（略）

（2） （略）

2 （略）

3 その他について

応急入院制度については厳に適正な運用が要請されることにかんがみ、都道府県知事は、各応急入院指定病院からの法第33条の4第5項の規定による届出の状況に十分留意し、応急入院の実態の把握に努められたいこと。

(様式1) 特例措置を採ることができる応急入院指定病院指定申請書 今般下記の精神科病院につき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）<u>第33条の7第2項後段</u>の規定による特例措置を採ることができる精神科病院として同条第1項の規定に基づき指定されるよう、精神科病院の概要を添えて申請します。 (略) (様式2) (略) (様式3) 特例措置を採ることができる応急入院指定病院指定書 今般下記の精神科病院につき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）<u>第33条の7第1項</u>の規定に基づき同条第2項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院として指定する。 (略) (様式4) 応急入院指定病院指定報告書 今般下記の精神科病院につき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）<u>第33条の7第1項</u>の規定に基づき指定を行ったので、指定した精神科病院の概要を添えて報告します。 (略) (様式5) 特定病院認定取消報告書 今般下記の精神科病院につき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）<u>第33条の7第6項</u>の規定に基づき指定の取消しを行ったので報告します。 (略)	(様式1) 特例措置を採ることができる応急入院指定病院指定申請書 今般下記の精神科病院につき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）<u>第33条の4第2項後段</u>の規定による特例措置を採ることができる精神科病院として同条第1項の規定に基づき指定されるよう、精神科病院の概要を添えて申請します。 (略) (様式2) (略) (様式3) 特例措置を採ることができる応急入院指定病院指定書 今般下記の精神科病院につき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）<u>第33条の4第1項</u>の規定に基づき同条第2項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院として指定する。 (略) (様式4) 応急入院指定病院指定報告書 今般下記の精神科病院につき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）<u>第33条の4第1項</u>の規定に基づき指定を行ったので、指定した精神科病院の概要を添えて報告します。 (略) (様式5) 応急入院指定病院指定取消報告書 今般下記の精神科病院につき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）<u>第33条の4第6項</u>の規定に基づき指定の取消しを行ったので報告します。 (略)
--	--

(様式6)

特例措置を採ることができる応急入院指定病院の基準を満たさなくなったことについての報告書

今般下記の精神科病院につき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の7第2項後段の規定による特例措置を採るための基準を満たさなくなったので報告します。

（略）

(様式6)

特例措置を採ることができる応急入院指定病院の基準を満たさなくなったことについての報告書

今般下記の精神科病院につき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の4第2項後段の規定による特例措置を採るための基準を満たさなくなったので報告します。

（略）

(別添5)

○ 特定病院の認定等について（平成18年9月29日 障精発第0929001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知）【新旧対照表】

(変更点は下線部)

改 正 後		現 行	
障精発第0929001号 平成18年9月29日 一部改正 障精発第1222001号 平成18年12月22日 一部改正 障精発0228第2号 平成23年2月28日 <u>一部改正 障精発0124第2号</u> <u>平成26年1月24日</u>		障精発第0929001号 平成18年9月29日 一部改正 障精発第1222001号 平成18年12月22日 一部改正 障精発0228第2号 平成23年2月28日	
各 都道府県 指定都市	精神保健福祉主管部（局）長 殿	各 都道府県 指定都市	精神保健福祉主管部（局）長 殿
厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部精神・障害保健課長		厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部精神・障害保健課長	
特定病院の認定等について		特定病院の認定等について	
(略)		(略)	
別添		別添	
特定病院の認定等に係る事務取扱要領		特定病院の認定等に係る事務取扱要領	
1 特定病院の認定について 法第21条第4項及び第33条第4項の規定により都道府県知事（指定都市にあってはその長。以下同じ。）が認める精神科病院の基準は、規則第5条の2各号に定めるところによるが、特定病院の認定に当たっては、特に次の事項について十分留意されたいこと。 （1） 認定基準の考え方について ア 厚生労働大臣の定める基準について 規則第5条の2第1号中「受ける見込みが十分であること」と		1 特定病院の認定について 法第22条の4第4項及び第33条第4項の規定により都道府県知事（指定都市にあってはその長。以下同じ。）が認める精神科病院の基準は、規則第5条の2各号に定めるところによるが、特定病院の認定に当たっては、特に次の事項について十分留意されたいこと。 （1） 認定基準の考え方について ア 厚生労働大臣の定める基準について 規則第5条の2第1号中「受ける見込みが十分であること」と	

は、法第33条の7第1項の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準（昭和63年4月厚生省告示第127号。以下「指定基準」という。）を満たし、応急入院指定病院の指定を受けることを計画しており、当該都道府県知事がその必要性を認めている病院をいうこと。 （略） イ～エ（略） （2）（略） 2・3（略） （様式1） 特定病院認定申請書 今般下記の精神科病院につき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）<u>第21条第4項後段</u>及び第33条第4項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院として認定されるよう、精神科病院の概要を添えて申請します。 （略） （様式2）（略） （様式3） 特定病院認定書 今般下記の精神科病院につき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）<u>第21条第4項後段</u>及び第33条第4項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院として認定する。 （略） （様式4） 特定病院認定報告書 今般下記の精神科病院につき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）<u>第21条第4項後段</u>及び第33条第4項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院として認定を行っ	は、法第33条の4第1項の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準（昭和63年4月厚生省告示第127号。以下「指定基準」という。）を満たし、応急入院指定病院の指定を受けることを計画しており、当該都道府県知事がその必要性を認めている病院をいうこと。 （略） イ～エ（略） （2）（略） 2・3（略） （様式1） 特定病院認定申請書 今般下記の精神科病院につき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）<u>第22条の4第4項後段</u>及び第33条第4項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院として認定されるよう、精神科病院の概要を添えて申請します。 （略） （様式2）（略） （様式3） 特定病院認定書 今般下記の精神科病院につき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）<u>第22条の4第4項後段</u>及び第33条第4項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院として認定する。 （略） （様式4） 特定病院認定報告書 今般下記の精神科病院につき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）<u>第22条の4第4項後段</u>及び第33条第4項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院として認定を
---	---

たので、認定した精神科病院の概要を添えて報告します。
(略)

(様式5)

特定病院認定取消報告書

今般下記の精神科病院につき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第21条第4項後段及び第33条第4項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院としての認定を取消したので報告します。
(略)

行ったので、認定した精神科病院の概要を添えて報告します。
(略)

(様式5)

特定病院認定取消報告書

今般下記の精神科病院につき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第22条の4第4項後段及び第33条第4項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院としての認定を取消したので報告します。
(略)